

宮津市公報

平成24年4月2日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目 次

条 例

1 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	1
2 宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	1
3 宮津市防災会議条例の一部を改正する条例	1
4 宮津市企業立地拡充促進条例の一部を改正する条例	2
5 宮津市行政財産使用料条例	2
6 宮津市市税条例の一部を改正する条例	4
7 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例	4
8 宮津市営駐車場条例の一部を改正する条例	5
9 宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例	5
10 宮津市立図書館条例の一部を改正する条例	6
11 宮津市立公民館条例の一部を改正する条例	6
12 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	6
13 宮津市介護保険条例の一部を改正する条例	7
14 宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	8
15 宮津市市税条例の一部を改正する条例	9
16 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	12

規 則

5 宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則	12
6 宮津市職員の住居手当支給規則の一部を改正する規則	13
7 宮津市墓地等の経営の許可等に関する規則	13
8 宮津市海洋つり場条例施行規則の一部を改正する規則	15
9 宮津市企業立地拡充促進条例施行規則の一部を改正する規則	16
10 宮津市ぶらりんぐセンター条例施行規則の一部を改正する規則	16
11 宮津市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	16
12 宮津市営住宅等設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	17
13 障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則	18
14 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	19
15 宮津市障害福祉サービス及び施設入所の措置に関する規則の一部を改正する規則	19
16 宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則の一部を改正する規則	21
17 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	22

告 示

13 宮津市公印の電子印の作成	22
14 宮津市立小・中学校漢字検定料補助金交付要綱	22
15 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	23

16	宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退届	24
17	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	24
18	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	24
19	土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	24
20	宮津市森林整備計画の変更の縦覧	25
21	宮津市農林業振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	25
22	騒音に係る環境基準の地域の類型指定	26
23	騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定	26
24	振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定	27
25	悪臭防止法に基づく悪臭の規制地域の指定及び規制基準の設定	29
26	京都府環境を守り育てる条例に基づく騒音及び振動等に係る規制基準等の設定	30
27	市道路線の区域変更	33
28	市道路線の供用開始	35
29	住民票の消除	37
30	宮津会館の利用料金の承認	37
31	宮津運動公園の利用料金の承認	41
32	宮津市福祉センターの利用料金の承認	41
33	宮津市デイサービスセンター松寿園の利用料金の承認	42
34	宮津市デイサービスセンターはまなす苑の利用料金の承認	43
35	宮津市林業振興センターの利用料金の承認	43
36	宮津市大江山パンガロー村の利用料金の承認	44
37	宮津市海洋つり場の利用料金の承認	44
38	世屋高原家族旅行村の利用料金の承認	45
39	宮津市天橋立ユース・ホステルの利用料金の承認	45
40	宮津市ぶらりんぐセンター自転車の利用料金の承認	46
41	宮津市固定資産税等に係る返還金取扱要綱	46
42	宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱	47
43	宮津市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱等の一部を改正する要綱	47
44	宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金交付要綱	48
45	宮津市介護員養成研修受講費補助金交付要綱	50
46	宮津市放課後児童クラブ事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	51
47	宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	51
48	宮津市商工業振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱	51
49	宮津市食の魅力づくり推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	52
50	宮津市定住支援空き家改修事業補助金交付要綱	53
51	宮津市建設工事指名競争入札参加者の資格等に関する要綱	54
52	宮津市測量等業務指名競争入札参加者の資格等に関する要綱	57
53	宮津市立小・中学校修学旅行等引率補助金交付要綱	60
54	宮津市立小・中学校漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱	61
55	宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱の一部を改正する要綱	61
56	宮津市障害者小規模通所授産施設入所訓練事業費補助金交付要綱を廃止する要綱	61
57	宮津市障害者等介護給付費等加算金支給要綱の一部を改正する要綱	62
58	宮津市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱	62
59	宮津市障害者移動支援事業実施要綱の一部を改正する要綱	63
60	指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定	63
61	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	64
62	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	64
63	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	64
64	認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	65

65 地縁による団体の認可	65
66 地縁による団体の認可	66
67 地縁による団体の認可	67
68 宮津ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務委託	67
69 天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務委託	67
70 宮津市清掃工場における一般廃棄物処理手数料及びフロンガス回収処理手数料の徴収及び 収納の事務委託	68
71 宮津市指定ごみ袋の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	68
72 宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	68
73 犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務委託	68
74 大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	68
75 宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務委託	69
76 宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務委託	69
77 宮津市営宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託	69
78 宮津市営天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託	69
79 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	70
80 宮津市公印の改刻	70
81 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	70
82 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	71
83 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	72
84 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	73
85 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	74
86 公の施設に係る指定管理者の代表者の変更	74
87 公の施設に係る指定管理者の名称の変更	75
88 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	75
89 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	75
90 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	76
91 固定資産の価格等の登録	76
92 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	76

訓 令

1 宮津市文書管理規程の一部を改正する規程	77
2 宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程	77
3 私有車の公務使用基準に関する取扱要綱の一部を改正する要綱	77
4 宮津市囑託職員取扱要領の一部を改正する要領	78
5 宮津市職員の住居手当実施要綱	79

公 告

6 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	80
7 公設市場の使用者の公募	81
8 平成23年度農用地利用集積計画の縦覧	81
9 公示送達	81
10 公共下水道受益者負担金の賦課対象区域の決定	81
11 平成23年度情報公開制度の運用状況	82
12 平成23年度個人情報保護制度の運用状況	82

水道企業

《告示》

- 4 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託 83

《規程》

- 1 宮津市水道事業会計規程の一部を改正する規程 83

教育委員会

《告示》

- 4 宮津市教育委員会定例会の招集 84
 5 宮津市民体育館の利用料金の承認 84
 6 みやづ歴史の館の利用料金の承認 86
 7 宮津市中央公民館の利用料金の承認 89
 8 重要文化財旧三上家住宅の利用料金の承認 92
 9 公の施設に係る指定管理者の名称の変更 92

《規程》

- 1 宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程 93

選挙管理委員会

《告示》

- 3 宮津市条例の制定等の請求に要する有権者総数の50分の1の数 95
 4 宮津市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数 95
 5 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数 95
 6 宮津市農業委員会の選挙された委員の解任の請求に要する農業委員会委員の選挙権を有する者の2分の1の数 95
 7 平成23年度選挙人名簿抄本閲覧状況 95

農業委員会

《告示》

- 3 宮津市農業委員会総会の招集 96

条 例

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第1号

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の表第94号中「136,100円」の次に「以内」を加える。

別表第94号中「136,100円」の次に「以内」を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第2号

宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

（宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第11条の3第1項第1号中「第3号」を「次号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「（以下「単身赴任手当受給職員」という。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を削り、同条第2項ただし書中「又は第2号」を削り、「第3号又は第4号」を「第2号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を削る。

附則第10項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

（宮津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 宮津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2号を削り、同条第3号中「又は当該住宅を所有するもの」を削り、同号を同条第2号とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第3号

宮津市防災会議条例の一部を改正する条例

宮津市防災会議条例（昭和38年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第32条」を「第33条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市企業立地拡充促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月21日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第 4 号

宮津市企業立地拡充促進条例の一部を改正する条例

宮津市企業立地拡充促進条例（昭和63年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 号中「、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の宮津市企業立地拡充促進条例の規定により適用事業者の指定を受けている事業者については、なお従前の例による。

* * *

宮津市行政財産使用料条例をここに公布する。

平成24年 3月21日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第 5 号

宮津市行政財産使用料条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、他に特別の定めがある場合を除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の 4 第 7 項の規定により許可した行政財産の使用について、同法第225条の規定による使用料の徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用料）

第 2 条 行政財産の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定めるところにより算定した使用料を納入しなければならない。ただし、一般競争入札又は指名競争入札に付して使用を許可する場合の使用料の額は、当該入札の落札金額とする。

2 使用者は、市長が発行する納入通知書により指定された期限までに使用料を納入しなければならない。

3 使用料は、一括して納入するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

（減免）

第 3 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（還付）

第 4 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 市において公用又は公共用その他公益上必要が生じたため、行政財産の使用の許可を取り消し、又はその使用を停止したとき。

(2) 使用者の申請により使用の中止を認めるとき。

(3) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により、行政財産を使用することができなくなったとき。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第6条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

区分		単位	金額
土地 使用料	電柱、地下埋設管、通路、看板、標識、アーチ、仮設物その他これらに類するものに係る使用	宮津市道路占用料条例(昭和52年条例第13号)別表の規定に準じた単位及び額	
	その他の土地使用	使用面積1平方メートルにつき1年	地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第6号に規定する基準年度に係る固定資産税路線価に100分の2.6を乗じて得た額。ただし、これにより難いと認められる使用については、使用形態等を勘案して別に定めるところにより算定した額とする。
建物使用料		1年	固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号)により算定した額に100分の12を乗じて得た額に土地使用料を加算した額。ただし、これにより難いと認められる使用については、使用形態等を勘案して別に定めるところにより算定した額とする。
自動販売機の設置に係る土地又は建物の使用料		使用面積1平方メートルにつき1月	1,000円

備考

1 使用料の計算方法

- (1) 面積若しくは長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満のもの又は面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数が生じた場合の端数は、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- (2) 年額をもって定める使用料については、使用期間が1年未満のもの又はその期間に1年未満の端数が生じた場合は、月割をもって計算する。この場合において、その期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数が生じた場合の端数は、1月として計算する。
- (3) 月額をもって定める使用料については、使用期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数が生じた場合の端数は、1月として計算する。
- (4) 1件の使用料の額が100円未満であるものは、100円とし、徴収する使用料の額に10円未満の端数が生じた場合の端数は、切り捨てる。

2 附帯設備の使用料

電気、冷暖房その他附帯設備を使用する場合の使用料は、この表に定めるところにより算定した額に当該附帯設備の使用に係る実費相当額を加算した額とする。

* * *

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第6号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第95条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第12条の2第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則第22条第1項中「この条において」を「この項において」に、「）については」を「）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、同項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附則に次の1条を加える。

（個人の市民税の税率の特例等）

第24条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第32条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

附則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第6条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日

(2) 第95条及び附則第12条の2第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成25年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（改正前の宮津市市税条例第56条の2に規定する退職手当等をいう。）に係る同条例附則第6条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

* * *

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第7号

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」を「第35条」に改める。

第34条を第35条とし、第33条の次に次の1条を加える。

(技術管理者)

第34条 宮津市が設置する一般廃棄物処理施設(一般廃棄物の最終処分場を除く。)に置く技術管理者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第17条第1項に定める資格を有する者でなければならない。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市営駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第8号

宮津市営駐車場条例の一部を改正する条例

宮津市営駐車場条例(平成9年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表第1 宮津駅前駐車場の項中「午前6時から午後11時30分まで」を「全日」に改める。

別表第2 駐車料金 1 普通駐車料金の項の表中「1 普通駐車料金」を削り、同表宮津駅前駐車場の項を次のように改める。

宮津駅前駐車場	普通自動車	20分以内	無料	出場の際に納付するものとする。
		20分を超える1時間以内	100円	
		1時間を超える30分までごとに	50円	
		午前0時までごとの限度額	500円	
		駐車券を亡失し、又は破損した場合	3,000円	

別表第2 駐車料金 1 普通駐車料金の項の表に備考として次のように加える。

備考 宮津駅前駐車場における午前0時を経過しての継続利用にあっては、午前0時に達した時点で出庫及び入庫があったものとみなして、当該継続利用の駐車料金を算出する。

別表第2 駐車料金 2 特別駐車料金の項の表を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第9号

宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例

宮津市営住宅等設置及び管理条例(平成9年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「令第6条第1項」を「規則」に、「第2号、第3号」を「第1号、第2号、第4号」に、「にあっては第3号」を「にあっては第2号」に改め、同条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「明らかな者」を「明らか」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「を滞納していない者である」を「の滞納がない」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。

第5条第2項中「前項第3号から第5号まで」を「第1項第2号、第3号及び第5号」に改め、同

項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 居室(台所を除く。)の数が2以下又は床面積が60平方メートル以下の市営住宅に係る前項の規定の適用については、当該市営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同項第4号の条件を具備する者とみなす。

第6条第2項中「前条第1項第2号イ」を「前条第1項第1号イ」に、「同項第2号、第3号」を「同項第1号、第2号、第4号」に改める。

第28条第1項中「第5条第1項第2号」を「第5条第1項第1号」に改める。

第51条中「第4号」を「第3号」に改める。

附則第6項を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第10号

宮津市立図書館条例の一部を改正する条例

宮津市立図書館条例(昭和32年条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市立公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第11号

宮津市立公民館条例の一部を改正する条例

宮津市立公民館条例(昭和30年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第12号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例(昭和29年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.4」を「100分の7.3」に改める。

第5条中「22,100円」を「24,500円」に改める。

第5条の2第1号中「18,600円」を「21,500円」に改め、同条第2号中「9,300円」を「10,750円」に改める。

第6条中「100分の2.1」を「100分の2.5」に改める。

第7条中「100分の5.1」を「100分の5.4」に改める。

第7条の2中「7,500円」を「8,000円」に改める。

第7条の3第1号中「4,500円」を「5,900円」に改め、同条第2号中「2,250円」を「2,950円」に改める。

第8条中「100分の1.85」を「100分の2.7」に改める。

第9条の2中「9,000円」を「10,000円」に改める。

第9条の3中「5,500円」を「7,800円」に改める。

第23条第1号ア中「15,470円」を「17,150円」に改め、同号イ(ア)中「13,020円」を「15,050円」に改め、同号イ(イ)中「6,510円」を「7,530円」に改め、同号ウ中「5,250円」を「5,600円」に改め、同号エ(ア)中「3,150円」を「4,130円」に改め、同号エ(イ)中「1,580円」を「2,070円」に改め、同号オ中「6,300円」を「7,000円」に改め、同号カ中「3,850円」を「5,460円」に改め、同条第2号ア中「11,050円」を「12,250円」に改め、同号イ(ア)中「9,300円」を「10,750円」に改め、同号イ(イ)中「4,650円」を「5,380円」に改め、同号ウ中「3,750円」を「4,000円」に改め、同号エ(ア)中「2,250円」を「2,950円」に改め、同号エ(イ)中「1,130円」を「1,480円」に改め、同号オ中「4,500円」を「5,000円」に改め、同号カ中「2,750円」を「3,900円」に改め、同条第3号ア中「4,420円」を「4,900円」に改め、同号イ(ア)中「3,720円」を「4,300円」に改め、同号イ(イ)中「1,860円」を「2,150円」に改め、同号ウ中「1,500円」を「1,600円」に改め、同号エ(ア)中「900円」を「1,180円」に改め、同号エ(イ)中「450円」を「590円」に改め、同号オ中「1,800円」を「2,000円」に改め、同号カ中「1,100円」を「1,560円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

* * *

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第13号

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例

宮津市介護保険条例(平成12年条例第17号)の一部を次のように改正する。

- 第3条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 29,150円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 32,390円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 48,580円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 64,770円

第3条第5号中「59,840円」を「74,480円」に改め、同号ア中「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加え、同号イ中「要保護者」の次に「(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)」を加え、「第1号ア((ア))」を「令第39条第1項第1号イ((1))」に、「次号イ」を「又は次号イ」に、「又は第9号イ」を「若しくは第9号イ」に改め、同条第6号中「67,650円」を「84,200円」に改め、同号ア中「200万円」を「190万円」に改め、同号イ中「第1号ア((ア))」を「令第39条第1項第1号イ((1))」に、「次号イ」を「又は次号イ」に、「又は

第9号イ」を「若しくは第9号イ」に改め、同条第7号中「83,260円」を「103,630円」に改め、同号ア中「200万円」を「190万円」に改め、同号イ中「第1号ア((ア))」を「令第39条第1項第1号イ((1))」に、「次号イ又は第9号イ」を「又は次号イ若しくは第9号イ」に改め、同条第8号中「91,600円」を「116,580円」に改め、同号イ中「第1号ア((ア))」を「令第39条第1項第1号イ((1))」に改め、同条第9号中「96,260円」を「123,060円」に改め、同号イ中「第1号ア((ア))」を「令第39条第1項第1号イ((1))」に改め、同条第10号中「104,070円」を「132,770円」に改める。

第5条第3項中「第3条第1号ア(同号)」を「令第39条第1項第1号イ(同号イ)」に、「(ア)」を「同号イ(1)」に、「イ若しくはウ、第2号イ、第3号イ、第4号イ、第5号イ、第6号イ又は第7号イ」を「ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロ又はこの条例第3条第5号イ、第6号イ、第7号イ、第8号イ若しくは第9号イ」に、「同条第1号から第7号まで」を「第3条第1号から第9号まで」に改める。

附則に次の1条を加える。

(平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率の特例)

第10条 令附則第16条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、第3条の規定にかかわらず、45,340円とする。

2 令附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、第3条の規定にかかわらず、55,050円とする。

3 平成24年度から平成26年度までの各年度における第5条第3項の規定の適用については、同項中「若しくは第4号ロ」とあるのは「若しくは第4号ロ若しくは附則第16条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)若しくは附則第17条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)」と、「規定する者」とあるのは「規定する者又は令附則第16条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)若しくは令附則第17条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する者」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第3条及び第5条の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料から適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

* * *

宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第14号

宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和60年条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

10 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、第2条の規定にかかわらず、議長の議員報酬は月額387,000円とし、副議長の議員報酬は月額333,000円とし、議員の議員報酬は月額315,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同条に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第15号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第37条の2第1項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附則第7条の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第6号中「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改める。

附則第7条の2の見出し中「平成22年度又は平成23年度」を「平成25年度又は平成26年度」に改め、同条第1項中「平成22年度分又は平成23年度分」を「平成25年度分又は平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地又は平成22年度類似適用土地」を「平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

附則第8条の前の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第8条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。以下「平成24年改正法」という。）附則第10条」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「附則第18条の3の規定」の次に「（平成24年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

附則第9条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第11条第1項中「から第6項まで」を「から第5項まで」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第15条の7の5の次に次の1条を加える。

第15条の7の6 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類

(4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類

(5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

附則第16条の前の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「住宅用地にあっては10分の8、商業地等にあっては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第16条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条」を「平成24年改正法附則第10条」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、「附則第25条の3の規定」の次に「（平成24年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

附則第17条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第17条の2の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条中「附則第16条第1項の」を「附則第16条第1項及び第4項の」に、「附則第25条第7項」を「附則第25条第6項」に、「附則第18条第7項」を「附則第18条第6項」に改め、「附則第16条第2項及び第4項の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に」を削り、「第5項及び第6項」を「第4項及び第5項」に、「から第6項まで」を「第5項」に改める。

附則第18条中「第9項、第26項、第30項、第31項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項」を「第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項、第15条の2第2項」に改め、「第31項から第33項まで」を「第28項」に改める。

附則第22条の次に次の1条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第13条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第13条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第13条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第14条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第13条、附則第13条の2、附則第13条の3又は附則第14条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時

までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。)に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

附則第23条の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)」を「につき震災特例法」に、「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第4条の3及び第4条の3の2の規定の適用については、附則第4条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第4条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第37条の2第1項ただし書の改正規定及び次条第1項の規定は、平成26年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の宮津市市税条例(以下「新条例」という。)第37条の2第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第23条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 この条例による改正前の宮津市市税条例(以下「旧条例」という。)附則第8条第2項(住宅用地に係る部分に限る。)及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第8条第2項	前項	附則第8条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第8条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第8条第1項

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成23年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 旧条例附則第16条第2項(住宅用地に係る部分に限る。)及び第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第16条 第 2 項	前項	附則第16条第 1 項
	平成21年度から 平成23年度まで の各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の 8	10分の 9
旧条例附則第16条 第 4 項	0.8	0.9
	平成21年度から 平成23年度まで の各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第 1 項	附則第16条第 1 項

* * *

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第16号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の 2 第 3 項の規定の適用を受ける場合における附則第 4 項（附則第 5 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第 4 項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

規 則

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第 5 号

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則

宮津市事務分掌規則（平成18年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表健康福祉室の項中「地域福祉係」の次に「健康づくり係」を加え、「健康増進係」を「保健医療係」に改める。

第 8 条環境政策係の項第 2 号を次のように改める。

(2) 地球温暖化対策に関すること。

第10条市民窓口係の項第 1 号中「、外国人登録」を削り、同条生活衛生係の項に次の 1 号を加える。

(9) 宮津与謝広域ごみ処理施設整備推進協議会に関すること。

第11条地域福祉係の項の次に次の 1 項を加える。

健康づくり係

(1) 健康づくりの総括に関すること。

(2) 健康づくり運動の実施に関すること。

第11条健康増進係の項中「健康増進係」を「保健医療係」に改める。

第12条農林水産係の項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を第15号とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第10条市民窓口係の項第1号の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

* * *

宮津市職員の住居手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第6号

宮津市職員の住居手当支給規則の一部を改正する規則

宮津市職員の住居手当支給規則（昭和50年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを削る。

第5条第1項中「、住宅の所有関係」を削り、同条を第2条とし、第6条を第3条とする。

第7条中「第5条第1項」を「第2条第1項」に改め、同条を第4条とする。

第8条第1項ただし書中「第5条第1項」を「第2条第1項」に改め、同条を第5条とし、第9条を第6条とし、第10条を第7条とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市墓地等の経営の許可等に関する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第7号

宮津市墓地等の経営の許可等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等について必要な事項を定めるものとする。

（墓地等の経営の理念）

第2条 墓地等の経営は、住民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう、その公益性及び持続性が確保されなければならない。

（許可の基準）

第3条 市長は、法第10条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る墓地等の設置が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、許可をしないものとする。ただし、周囲の状況その他特別の理由により支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(1) 墓地等の経営者が次に掲げる者であること。

ア 地方公共団体

イ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定による公益社団法人若しくは公益財団法人（以下「宗教法人等」という。）

(2) 墓地等の経営者が前号イに掲げる者である場合には、墓地等を経営しようとする地域において、地方公共団体が経営する墓地等を利用することが困難であると認められること。

(3) 墓地等が永続的に管理されることが見込まれること。

(4) 墓地等の経営が営利を目的としたものでないこと。

(5) 墓地等の設置場所が別表第1に定める基準に適合し、かつ、その構造設備が別表第2に定める基準に適合していること。

2 前項の規定は、法第10条第2項の変更の許可について準用する。

(許可の申請)

第4条 法第10条第1項の規定による経営の許可を受けようとする者は、墓地等経営許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請理由書

(2) 申請者が宗教研会等である場合は、規則又は定款並びに意思決定機関の議事録の謄本、登記事項証明書及び法務局が作成した代表者の印鑑の証明書

(3) 墓地等の位置図

(4) 墓地等の用地及び隣接地の位置関係が明らかになる法務局備付けの地図の写し並びにそれらの登記事項証明書

(5) 墓地等の用地の実測平面図及び求積図

(6) 共同墓地にあっては、宗教別墓地区画計画図

(7) 墓地等の施設の構造設備に関する計画図

(8) 墓地等の経営に係る資金計画書

(9) 墓地又は納骨堂にあっては、その需要見込調書

(10) 墓地等の維持管理の方法を明らかにした書類

(11) 墓地等に隣接する土地（隣接する土地が道路のときは、当該道路を隔てた土地）の所有者及び使用者の承諾書又はこれに類する書類

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更の許可の申請)

第5条 法第10条第2項の規定による変更の許可を受けようとする者は、墓地等変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 変更理由書

(2) 前条第2項第2号から第11号までに掲げる書類のうち市長が必要と認める書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(廃止の許可の申請)

第6条 法第10条第2項の規定による廃止の許可を受けようとする者は、墓地等廃止許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 廃止理由書

(2) 第4条第2項第2号から第5号までに掲げる書類のうち市長が必要と認める書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(許可の条件)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、前3条の許可に当たって、条件を付することができる。

(墓地又は納骨堂の許可の時期)

第8条 市長は、墓地又は納骨堂に係る第5条又は第6条の規定による申請があった場合で改葬を伴うときは、当該改葬が終了したことを確認した後に、法第10条の許可を行うものとする。

(関係行政機関の長に対する意見の聴取)

第9条 市長は、第4条又は第5条の申請があった場合は、当該申請に係る墓地等の所在地を管轄する関係行政機関の長の意見を聴くものとする。

(経営者の講じるべき措置)

第10条 墓地等の経営者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 墓地等を常に清潔に保つこと。
- (2) 墓石等が倒壊し、又はそのおそれがあるときは、速やかに安全対策を講じること。
- (3) 老朽化し、又は破損した墓地等の構造設備の修復を行うこと。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

設置場所の基準	
1	鉄道又は国道、府道その他交通の頻繁な道路に接近した場所でないこと。
2	病院、学校その他公共的施設又は人家若しくは集落に接近した場所でないこと。
3	飲料水源又は河川に接近した場所でないこと。
4	地形上危険な場所でないこと。

別表第2（第3条関係）

区分	構造設備の基準
墓地	<ol style="list-style-type: none"> (1) 周囲の景観と調和していること。 (2) 植樹、塀等によって隣接地との境界を明らかにすること。 (3) 敷地内に、適当な通路を設けること。 (4) 雨水等が停滞しないようにするための排水設備を設けること。 (5) 墓地の規模に応じた管理事務所、給水設備、ごみ処理設備、便所、駐車場及び休憩所を設けること。 (6) 面積が1万平方メートル以上の墓地にあっては、(1)から(5)までに掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合するものであること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 墓所面積が全墓地面積の3分の1以下であること。 イ 緑地帯及び幹線通路を設けること。 ウ 既設道路からの進入路を確保すること。
納骨堂	<ol style="list-style-type: none"> (1) 周囲の景観と調和していること。 (2) 耐火構造又は準耐火構造とし、内部の設備には不燃材料を用いること。 (3) 消火及び防火のための設備を設けること。 (4) 換気設備を設けること (5) 出入口及び納骨設備は、施錠ができる構造であること。 (6) 納骨堂の周囲に相当の空地を確保し、かつ、植樹、塀等によって隣接地との境界を明らかにすること。 (7) 納骨堂の規模に応じた管理事務所、給水設備、ごみ処理設備、便所、駐車場及び休憩所を設けること。
火葬場	<ol style="list-style-type: none"> (1) 周囲の景観と調和していること。 (2) 植樹、塀等によって隣接地との境界を明らかにすること。 (3) 防臭、防塵及び防音について十分な能力を有する火葬炉を設けること。 (4) 収骨及び残灰処理の施設を設けること。 (5) 火葬場の規模に応じた管理事務所、待合室、給水設備、ごみ処理設備、便所及び駐車場を設けること。

* * *

宮津市海洋つり場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第8号

宮津市海洋つり場条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市海洋つり場条例施行規則（平成2年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「4月1日」を「4月21日」に、「11月30日」を「12月20日」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市企業立地拡充促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第9号

宮津市企業立地拡充促進条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市企業立地拡充促進条例施行規則（昭和63年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項から第11項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市ぶらりんぐセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第10号

宮津市ぶらりんぐセンター条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市ぶらりんぐセンター条例施行規則（平成14年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「午前9時から午後6時まで」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 1月、2月及び12月 午前9時30分から午後4時まで

(2) 3月から11月まで 午前9時30分から午後6時まで

第2条第2項中「1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 毎週火曜日、水曜日及び木曜日。ただし、次に掲げる日を除く。

ア 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(1月1日を除く。)

イ 3月25日から4月7日まで、同月28日、同月30日から5月2日まで、同月6日及び7月20日から8月31日までの日

(2) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第11号

宮津市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市営駐車場条例施行規則（平成10年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（駐車料金の減免）

第2条 条例第5条第2項の規定により駐車料金を減免する場合及びその割合は、次のとおりとする。

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車を駐車させるとき 10分の10

(2) 国又は地方公共団体の職員が防疫、防災その他緊急を要する公務を行うために使用するとき 10分の10

(3) 市が主催する行事等のために使用するとき 10分の10

- (4) その他市長が特に必要があると認めるとき 相当と認める割合
- 2 前項に規定する減免の適用を受けようとする者は、あらかじめ宮津市営駐車場駐車料金減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 第3条中「宮津市営駐車場駐車料金還付請求書」を「宮津市営駐車場駐車料金減免申請書」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市営住宅等設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第12号

宮津市営住宅等設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市営住宅等設置及び管理条例施行規則（平成7年規則第11号）の一部を次のように改正する。

- 第3条中「第5条第1項第1号」を「第5条第1項第4号」に改め、同条を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

条例第5条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの
 - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
 - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

2 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

第9条第1項第1号中「第5条第1項第1号」を「第5条第1項第4号」に、「123,000円」を「104,000円」に改め、同条第2項中「(昭和25年法律第144号)」を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第13号

障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)、障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)、障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)及び障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)並びに児童福祉法(昭和22年法律164号)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)に定めるもののほか、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等について必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 障害者自立支援法第51条の20及び児童福祉法第24条の28の規定による申請は、指定申請書によるものとする。

2 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(変更の届出等)

第3条 障害者自立支援法第51条の25第3項及び第4項並びに児童福祉法第24条の32の規定による届出は、障害者自立支援法施行規則第34条の60及び児童福祉法施行規則第25条の26の7に規定する変更に係るものにあつては変更届出書に、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書によるものとする。

(事業所情報の提供)

第4条 市長は、前2条までに規定する申請若しくは届出に係る指定若しくは受理又は障害者自立支援法第51条の29第2項若しくは児童福祉法第24条の36の規定による指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止(以下「指定等」という。)をしたときは、京都府その他関係機関に対して、当該指定等に関する事業所の次に掲げる事項について、情報提供することができる。

(1) 指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地

(2) 指定等を行った事業所の名称及び所在地

(3) 指定等の年月日

(4) 指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類

- (5) 事業の主たる対象者
 - (6) 事業所番号
 - (7) その他必要な事項
- (公示)

第5条 市長は、障害者自立支援法第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (2) 指定等に係る事業所の名称及び所在地
 - (3) 指定等の年月日
 - (4) 指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類
 - (5) 事業の主たる対象者
 - (6) 事業所番号
- (その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、指定申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この規則の施行の前においても、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等について必要な手続を行うことができる。

* * *

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第14号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則(平成7年規則第17号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「第9条第7項」を「第9条第8項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市障害福祉サービス及び施設入所の措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第15号

宮津市障害福祉サービス及び施設入所の措置に関する規則の一部を改正する規則

宮津市障害福祉サービス及び施設入所の措置に関する規則(平成15年規則第12号)の一部を次のように改正する。

題名中「及び施設入所」を「、施設入所及び障害児通所支援」に改める。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「介護給付費等」の次に「又は児童福祉法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等」を加え、「及び施設入所」を「、施設入所及び障害児通所支援」に改める。

第2条第3号中「18歳に満たない者又は知的障害のある18歳に満たない者」を「児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成16年法律167号)第2条第2項に規定する発達障害児を含む。)」に改める。

第5条中「法第58条第3項」を「障害者自立支援法第58条第3項」に、「法第70条第2項」を「障害者自立支援法第70条第2項」に、「法第58条第4項」を「障害者自立支援法第58条第4項」に、「障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第522号）に準じて算定した額（食事提供体制加算を除く。以下「旧法施設支援費基準額」という。）に特定費用（食費及び光熱水費（入所施設に係るものに限る。）に限る。）を合算した額」を「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）に準じて算定した額（食事提供加算を除く。以下「障害児通所給付費等基準額」という。）に改める。

別表1の項中「、宿泊型自立訓練又は旧知的障害者通所療養を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者に対して行うものに限る。）を利用する場合）及び旧法施設支援（法附則第20条に規定する旧法指定施設において、入所サービスを提供するものをいう。）」を削り、同表2の項中「及び旧法施設支援」及び「又は旧法施設支援費基準額」を削り、同表3の項中「、宿泊型自立訓練」及び「及び旧法施設支援（法附則第20条に規定する旧法指定施設において、通所サービスを提供するものをいう。）」を削り、同表4の項中「及び旧法施設支援」及び「又は旧法施設支援費基準額」を削り、同表5の項中「行動援護、重度訪問介護」を「重度訪問介護、同行援護、行動援護」に、

居宅介護 行動援護 30分当たり	重度訪問介護 1時間当たり
円	円
0	0
0	0
50	100
100	200
150	300
200	400
250	500
300	600
400	800
500	1,000
600	1,200
800	1,600
1,000	2,000
1,200	2,400
1,400	2,800
1,600	3,200
1,900	3,800
介護給付費等 基準額	介護給付費等 基準額

「

居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 30分当たり
円
0
0
50
100
150
200
250
300
400
500
600
800
1,000
1,200
1,400
1,600
1,900
介護給付費等 基準額

を

に改め、

」

」

同表6の項中「行動援護、児童デイサービス、短期入所及び重度訪問介護」を「重度訪問介護、同行援護、行動援護及び短期入所）及び障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）」に、

上限月額	負担基準額		
	居宅介護 行動援護 30分当たり	児童デイサービス 1日当たり	短期入所 1日当たり
円 0	円 0	円 0	円 0
0	0	0	0
1,100	50	100	100
1,600	100	200	200
2,200	150	300	300
3,300	200	400	400
4,600	250	500	600
7,200	300	700	1,000
10,300	400	1,000	1,400
13,500	500	1,300	1,800
17,100	600	1,700	2,300
21,200	800	2,100	2,800
25,700	1,000	2,500	3,400
30,600	1,200	3,000	4,100
35,900	1,400	3,500	4,800
41,600	1,600	4,000	5,500
47,800	1,900	4,600	6,400
介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額

上限月額	負担基準額		
	居宅介護 同行援護 行動援護 30分当たり	短期入所 1日当たり	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等 デイサービス 1日当たり
円 0	円 0	円 0	円 0
0	0	0	0
1,100	50	100	100
1,600	100	200	200
2,200	150	300	300
3,300	200	400	400
4,600	250	600	500
7,200	300	1,000	700
10,300	400	1,400	1,000
13,500	500	1,800	1,300
17,100	600	2,300	1,700
21,200	800	2,800	2,100
25,700	1,000	3,400	2,500
30,600	1,200	4,100	3,000
35,900	1,400	4,800	3,500
41,600	1,600	5,500	4,000
47,800	1,900	6,400	4,600
介護給付費等基準額 又は障害児通所給付費等基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	障害児通所給付費等基準額

を

に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第16号

宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則の一部を改正する規則

宮津市児童福祉施設入所費用等徴収規則（平成10年規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考4中「知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは」を削り、「児童デイサービス」を「児童発達支援及び医療型児童発達支援」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第17号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表中「財団法人宮津市民実践活動センター」を「公益財団法人宮津市民実践活動センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第13号

宮津市公印のうち市長印及び市長職務代理人印の電子印を作成するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第7条第2項の規定により告示する。

平成24年3月5日

宮津市長 井上正嗣

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<略>	市長印 市長名をもって発する文書 (法人住民税営業証明書) (法人住民税納税証明書) (法人住民税完納証明書)	平成24年4月1日
<略>	市長職務代理人印 市長職務代理人名をもって発する文書 (法人住民税営業証明書) (法人住民税納税証明書) (法人住民税完納証明書)	平成24年4月1日

* * *

宮津市告示第14号

宮津市立小・中学校漢字検定料補助金交付要綱を次のように定める。

平成24年3月6日

宮津市長 井上正嗣

宮津市立小・中学校漢字検定料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、宮津市立の小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)において実施する漢字検定について、保護者の負担を軽減し、もって児童生徒の国語力及び学習意欲の向上を図るため、当該漢字検定の受検に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和39年規則第18号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「漢字検定」とは、財団法人日本漢字能力検定協会が実施する日本漢字能力検定をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、小中学校の校長が指定する学年に在籍する児童又は生徒の保護者(以下単に「保護者」という。)とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次表に定める基準額と保護者が負担する漢字検定に係る検定料の3分の1以内の額のいずれか低い額とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

区分	基準額
1級から2級まで	600円
準2級から7級まで	540円
8級から10級まで	420円

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により、宮津市立小・中学校漢字検定料補助金交付申請書を教育委員会を経由して市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第6条 規則第11条第2項の規定により補助金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、宮津市立小・中学校漢字検定料補助金交付申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成23年4月1日以後に実施した漢字検定から適用する。

* * *

宮津市告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成17年7月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 里波見自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下揭示済>
氏名 小 西 英 伺
- 3 変更年月日 平成24年2月11日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成24年3月7日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第16号

次の者について、宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第11条第1項の規定により指定を取り消し、同規則第16条の規定により告示する。

平成24年3月13日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第36号

- (1) 名称 株式会社西山工務店
 (2) 所在地 与謝郡与謝野町字三河内1534番地
 (3) 代表者 代表取締役 西山房子

* * *

宮津市告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成9年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 岩ヶ鼻自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 代表者に関する事項
 住所 <以下揭示済>
 氏名 橋田 勝
- 3 変更年月日 平成24年3月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
 平成24年3月14日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年11月28日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 長江自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
 代表者に関する事項
 住所 <以下揭示済>
 氏名 泉 岩 男
- 3 変更年月日 平成24年2月29日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
 平成24年3月14日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第19号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、平成24年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を下記のとおり縦覧に供する。

平成24年3月26日

宮津市長 井上正嗣

記

- 1 土地価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者
- 2 家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者
- 3 縦覧の期間及び時間
平成24年4月2日から平成24年5月31日までの執務時間
- 4 縦覧の場所
宮津市財務室資産税係（本館1階）

* * *

宮津市告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項及び森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）附則第5条第1項の規定により、宮津市森林整備計画の一部を変更した。

なお、一部を変更した計画は、平成24年4月1日にその効力を生じるものとし、宮津市産業振興室基盤整備係（別館3階）において縦覧に供する。

平成24年3月27日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第21号

宮津市農林業振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成24年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市農林業振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市農林業振興事業補助金交付要綱（昭和52年告示第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「農林業を営む者」を「農林業を営む者等」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

京都府の補助対象事業に係るもの

事業種目	補助対象経費	補助額
産地育成等生産振興対策事業	農林業を営む者等及びこれらの者が組織する団体が行う事業に要する経費	府補助金の額又は当該額に市長が定める額を加算した額
有機農業・環境調和型営農活動支援事業（環境保全型農業直接支払交付金事業）		
農業経営構造対策事業		
中山間地域等直接支払交付金事業		
野生鳥獣被害総合対策事業		
林業労働者共済事業		
緑の担い手育成事業		
その他市長が認める事業		

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第22号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）の地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

宮津市長 井上正嗣

地域の類型	該当地域
A	本市の区域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	本市の区域のうち、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	本市の区域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域として定められた区域をいう。

* * *

宮津市告示第23号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次の1のとおり指定し、同法第4条第1項の規定により特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準を次の2のとおり定め、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号に規定する区域を次の3のとおり指定し、及び騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表備考に規定する区域を次の4のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

宮津市長 井上正嗣

- 1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域
本市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（工業専用地域を除く。）として定められた区域

2 特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準

時間の区分		区域の区分			
		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
昼間	午前8時から 午後6時まで	45デシベル	50デシベル	65デシベル	70デシベル
	朝・夕	午前6時から 午前8時まで 午後6時から 午後10時まで	40デシベル	45デシベル	55デシベル
夜間	午後10時から 午前6時まで	40デシベル	40デシベル	50デシベル	55デシベル

備考

- 1 区域の区分は、次のとおりとする。

第1種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域として定められた区域

第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域として定められた区域

第3種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域

第4種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域として定められた区域

- 2 第2種区域、第3種区域及び第4種区域として定められた区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値（第2種区域にあっては昼間及び朝夕に限る。）とする。

3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域

1の指定地域のうち、次に掲げる区域

- (1) 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域
- (2) (1)に掲げる区域以外の区域であって次に掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域
 - ア 学校教育法第1条に規定する学校
 - イ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
 - ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - エ 図書館法第2条第1項に規定する図書館
 - オ 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム

4 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表備考に規定する区域

区域の区分	該当地域
a区域	本市の区域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b区域	本市の区域のうち、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
c区域	本市の区域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域として定められた区域をいう。

* * *

宮津市告示第24号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を次の1のとおり指定し、同法第4条第1項の規定により特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準を次の2のとおり定め、振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1の付表第1号に規定する区域を次の3のとおり指定し、並びに同規則別表第2備考1に規定する区域及び同表備考2に規定する時間を次

の 4 のとおり定め、平成24年 4 月 1 日から施行する。

平成24年 3 月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 指定地域

本市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域（工業専用地域を除く。）として定められた区域

2 特定工場等において発生する振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	60デシベル	55デシベル
第 2 種区域	65デシベル	60デシベル

備考

1 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

- (1) 第 1 種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域として定められた区域
- (2) 第 2 種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域

2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の 5 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 デシベルを減じた値（第 1 種区域にあっては昼間に限る。）とする。

3 振動規制法施行規則別表第 1 の付表第 1 号に規定する区域

1 の指定地域のうち、次に掲げる区域

- (1) 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域
- (2) 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業地域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域内
 - ア 学校教育法第 1 条に規定する学校
 - イ 児童福祉法第39条第 1 項に規定する保育所
 - ウ 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - エ 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館
 - オ 老人福祉法第20条の 5 に規定する特別養護老人ホーム

4 振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 及び備考 2 に規定する区域及び時間

(1) 区域の区分

- ア 第 1 種区域 2 の表備考 1 (1) の第 1 種区域
- イ 第 2 種区域 2 の表備考 1 (2) の第 2 種区域

(2) 時間の区分

- ア 昼間 午前8時から午後7時まで
- イ 夜間 午後7時から翌日の午前8時まで

* * *

宮津市告示第25号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条の規定による悪臭の規制地域及び当該地域における法第4条第1項の規定による悪臭の規制基準を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

宮津市長 井上正嗣

- 1 規制地域
本市の全域
- 2 規制基準

(1) 法第4条第1項第1号の規制基準

次の表の左欄に掲げる特定悪臭物質の種類ごとに同表の右欄に掲げる各地域ごとの許容限度

悪臭物質の種類	許容限度	
	A地域	B地域
アンモニア	大気中における含有率が100万分の1	大気中における含有率が100万分の5
メチルメルカプタン	大気中における含有率が100万分の0.002	大気中における含有率が100万分の0.01
硫化水素	大気中における含有率が100万分の0.02	大気中における含有率が100万分の0.2
硫化メチル	大気中における含有率が100万分の0.01	大気中における含有率が100万分の0.2
二硫化メチル	大気中における含有率が100万分の0.009	大気中における含有率が100万分の0.1
トリメチルアミン	大気中における含有率が100万分の0.005	大気中における含有率が100万分の0.07
アセトアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.05	大気中における含有率が100万分の0.5
プロピオンアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.05	大気中における含有率が100万分の0.5
ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.009	大気中における含有率が100万分の0.08
イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.02	大気中における含有率が100万分の0.2
ノルマルパレルアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.009	大気中における含有率が100万分の0.05
イソパレルアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.003	大気中における含有率が100万分の0.01
イソブタノール	大気中における含有率が100万分の0.9	大気中における含有率が100万分の20
酢酸エチル	大気中における含有率が100万分の3	大気中における含有率が100万分の20
メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が100万分の1	大気中における含有率が100万分の6
トルエン	大気中における含有率が100万分の10	大気中における含有率が100万分の60

スチレン	大気中における含有率が100万分の0.4	大気中における含有率が100万分の2
キシレン	大気中における含有率が100万分の1	大気中における含有率が100万分の5
プロピオン酸	大気中における含有率が100万分の0.03	大気中における含有率が100万分の0.2
ノルマル酪酸	大気中における含有率が100万分の0.001	大気中における含有率が100万分の0.006
ノルマル吉草酸	大気中における含有率が100万分の0.0009	大気中における含有率が100万分の0.004
イソ吉草酸	大気中における含有率が100万分の0.001	大気中における含有率が100万分の0.01

備考

- 1 A地域とは、規制地域のうちB地域以外の区域をいう。
- 2 B地域とは、規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により森林地域として定められた地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域にあるものを除く。）をいう。

(2) 法第4条第1項第2号の規制基準

- (1)の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。以下「規則」という。）第3条に規定する方法により算出して得た流量

(3) 法第4条第1項第3号の規制基準

- (1)の規制基準の値を基礎として規則第4条に規定する方法により算出して得た濃度

* * *

宮津市告示第26号

京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号。以下「条例」という。）附則第9項の規定により読み替えて適用される条例第33条第1項の規定による騒音及び振動に係る規制基準を次の1及び2のとおり定め、条例附則第10項の規定により読み替えて適用される条例第56条第3項の規定による拡声機の使用の制限に係る音量の遵守事項を次の3のとおり定め、並びに条例附則第11項の規定により読み替えて適用される条例第57条第1項の規定による区域及び基準を次の4のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

宮津市長 井上正嗣

1 騒音に係る規制基準

時間の区分		区域の区分			
		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
昼間	午前8時から午後6時まで	45デシベル	50デシベル	65デシベル	70デシベル
朝・夕	午前6時から午前8時まで 午後6時から午後10時まで	40デシベル	45デシベル	55デシベル	60デシベル
夜間	午後10時から翌日の午前6時まで	40デシベル	40デシベル	50デシベル	55デシベル

備考

- 1 この規制基準を適用する地域は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により市長が指定する地域とする。
- 2 区域の区分は、騒音規制法第4条第1項の規定により市長が指定する区域の区分とする。
- 3 第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定す

る診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値（第2種区域にあつては、昼間及び朝・夕に限る。）とする。

- 4 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 5 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 6 騒音の測定方法は、当分の間、規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 7 測定場所は、工場等の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと思われる場合は、敷地境界線以遠の適切な地点において測定することができるものとする。

2 振動に係る規制基準

時間の区分		区域の区分	
		第1種区域	第2種区域
昼間	午前8時から午後7時まで	60デシベル	65デシベル
夜間	午後7時から翌日の午前8時まで	55デシベル	60デシベル

備考

- 1 この規制基準を適用する地域は、振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により市長が指定する地域とする。
- 2 区域の区分は、振動規制法第4条第1項の規定により市長が指定する区域の区分とする。
- 3 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値（第1種区域にあつては、昼間に限る。）とする。
- 4 「デシベル」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 5 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を、動特性は規格C1510に定めるものを用いることとする。
- 6 測定場所は、工場等の敷地境界線上とする。
- 7 振動の測定方法は、次のとおりとする。
 - (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
 - イ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
 - ウ 温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所
 - (2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正値を減じるものとする。

指示値の差	補正値
3デシベル	3デシベル
4デシベル	2デシベル
5デシベル	
6デシベル	1デシベル
7デシベル	
8デシベル	
9デシベル	

8 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

3 拡声機の使用の制限に係る音量

拡声機から発する音量は、次の表に掲げる音量以下とすること。

時間の区分	区域の区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
午前8時から午後6時まで		55デシベル	60デシベル	75デシベル	80デシベル
午後6時から午後8時まで		50デシベル	55デシベル	65デシベル	70デシベル

備考

1 区域の区分は、次のとおりとする。

- (1) 第1種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域として定められた区域
- (2) 第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域として定められた区域並びに同号に掲げる用途地域として定められていない区域
- (3) 第3種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域
- (4) 第4種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域及び工業専用地域として定められた区域

2 「デシベル」とは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。

3 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。

4 騒音の測定方法は、当分の間、規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、

その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

5 測定場所は、拡声機の直下の地点から10メートルの地点とする。

4 夜間営業等の騒音の制限に係る区域及び基準

(1) 区域

ア 騒音規制法第3条第1項の規定により市長が指定する地域

イ アに規定する地域のほか、市長が告示で指定する地域

(2) 基準

区域の区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域
基準	40デシベル	50デシベル	55デシベル

備考

1 区域の区分は、次のとおりとする。

(1) 第1種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域として定められた区域並びに市長が告示で指定する区域

(2) 第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域並びに市長が告示で指定する区域

(3) 第3種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域として定められた区域及び市長が告示で指定する区域

2 作業の騒音の制限に係る基準は、第3種区域については、適用しない。

3 「デシベル」とは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。

4 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。

5 騒音の測定方法は、当分の間、規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

(1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

6 測定場所は、工場等の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でない認められる場合は、敷地境界線以遠の適切な地点において測定することができるものとする。

7 この表は、災害その他の非常の事態の発生により実施する作業に伴う場合については、適用しない。

* * *

宮津市告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室（本館南棟3階）において、平成24年3月30日から平成24年4月13日まで縦覧に供する。

平成24年3月30日

宮津市長 井上正嗣

路線名	道路の区域				備考
	区間	変更前後別	敷地の幅員 m	延長m	
由良駅脇	宮津市字由良小字上良1276番地の1から 宮津市字由良小字岩穴606番地まで	前	5.70 ~ 6.30	1129.3	
		後	5.50 ~ 23.00	1129.3	
脇狩場	宮津市字新宮小字狩場158番地から 宮津市字新宮小字狩場154番地まで	前	4.60 ~ 9.50	51.4	
		後	4.60 ~ 12.50	51.4	
定為川	宮津市字中津小字生賀693番地から 宮津市字中津186番地の5まで	前	5.50 ~ 5.50	160.1	
		後	5.50 ~ 7.40	160.1	
小田宿野港	宮津市字小田宿野320番地から 宮津市字小田宿野小字地主303番地の1まで	前	3.30 ~ 5.60	76.5	
		後	3.90 ~ 6.80	76.5	
大伊根	宮津市字上司小字河原口148番地の2から 宮津市字中村小字石田520番地まで	前	4.00 ~ 5.00	143.7	
		後	8.00 ~ 8.50	175.2	
伊根川	宮津市字中村小字生出583番地から 宮津市字中村小字ヤスラ87番地の1まで	前	4.00 ~ 5.00	143.7	
		後	5.00 ~ 8.50	167.5	
鶴賀京口	宮津市字鶴賀2078番地の1から 宮津市字京口133番地の2まで	前	2.80 ~ 5.00	695.6	
		後	6.70 ~ 13.90	695.6	
横町	宮津市字魚屋859番地から 宮津市字本町842番地の1まで	前	3.00 ~ 5.40	144.0	
		後	3.00 ~ 5.40	144.0	
如願寺	宮津市字住吉1794番地から 宮津市字住吉1769番地まで	前	5.00 ~ 5.10	47.0	
		後	5.00 ~ 5.10	47.0	
黙止小路	宮津市字漁師1747番地から 宮津市字漁師1580番地まで	前	5.20 ~ 5.20	51.0	
		後	5.50 ~ 5.70	51.0	
田町外側	宮津市字鶴賀2095番地から 宮津市字鶴賀2109番地の2まで	前	8.30 ~ 10.30	198.2	
		後	8.00 ~ 10.10	198.2	
宮津文珠	宮津市字魚屋859番地から 宮津市字河原1850番地まで	前	5.40 ~ 7.10	81.5	
		後	5.40 ~ 7.10	81.5	
宮津金引の滝	宮津市字松原598番地から 宮津市字滝馬小字船山下226番地まで	前	4.70 ~ 5.90	213.3	
		後	2.50 ~ 14.20	245.1	
鶴賀病院	宮津市字外側2505番地から 宮津市字外側2505番地の1まで	前	8.00 ~ 9.90	12.1	
		後	8.00 ~ 9.90	12.1	
駅裏安智	宮津市字鶴賀2125番地の1から 宮津市字鶴賀小字鶴賀町2135番地の3まで	前	3.00 ~ 4.20	192.7	
		後	2.50 ~ 5.00	75.7	
国名賀	宮津市字惣小字岡475番地から 宮津市字惣小字岡475番地まで	前	2.00 ~ 2.00	27.5	
		後	3.00 ~ 3.10	27.5	
城東	宮津市字波路2207番地の7から 宮津市字鶴賀2158番地の7まで	前	4.50 ~ 40.90	1325.6	
		後	4.50 ~ 40.90	1308.4	
波路村	宮津市字波路小字前田2467番地から 宮津市字波路小字家ノ下317番地まで	前	4.30 ~ 5.90	162.0	
		後	5.50 ~ 7.70	151.4	
滝馬喜多	宮津市字滝馬小字中ノ坪753番地から 宮津市字滝馬小字横田759番地まで	前	5.50 ~ 5.80	76.2	
		後	5.60 ~ 7.00	76.2	
角田	宮津市字惣392番地の7から 宮津市字惣392番地の7まで	前	2.00 ~ 2.20	16.5	
		後	3.90 ~ 4.30	18.0	
波路中央	宮津市字波路2352番地の3から 宮津市字波路2355番地の1まで	前	5.80 ~ 7.70	67.0	
		後	6.00 ~ 18.20	67.0	

松原京街道	宮津市字宮村小字下1058番地の1から 宮津市字京口町171番地まで	前	5.50～24.50	689.1
		後	5.50～24.50	692.9
京口滝馬	宮津市字京口町156番地から 宮津市字滝馬小字有田下87番地の1まで	前	4.00～6.50	820.2
		後	4.00～6.50	738.8
小田辛皮	宮津市字小田小字五輪ヶ尾413番地の6から 宮津市字小田小字五輪ヶ尾413番地の6まで	前	3.30～5.50	51.0
		後	4.50～10.00	61.3
堅田	宮津市字喜多小字堅田2253番地の1から 宮津市字喜多小字堅田2260番地の2まで	前	7.00～8.00	132.6
		後	8.50～16.00	132.6
今福小田	宮津市字今福小字荒木野852番地の1から 宮津市字小田小字野間3333番地の1まで	前	5.60～25.80	1273.9
		後	5.60～25.80	1287.7
堅田1号	宮津市字喜多小字堅田2255番地の3から 宮津市字喜多小字堅田2261番地の4まで	前	4.40～12.60	179.8
		後	4.40～12.60	180.0
須津東西	宮津市字須津小字黍1625番地の3から 宮津市字須津小字黍1634番地の1まで	前	5.10～6.80	82.3
		後	6.00～6.80	82.3
潮波囃	宮津市字江尻小字神主分953番地の2から 宮津市字江尻小字東浜885番地の2まで	前	2.60～3.30	74.8
		後	2.60～3.00	74.8
西大門彼岸田	宮津市字溝尻小字西深田158番地の1から 宮津市字溝尻小字五反田40番地まで	前	5.20～6.00	13.1
		後	3.00～4.70	13.1
大垣難波野	宮津市字江尻小字宮ノ下162番地から 宮津市字難波野小字細田192番地の1まで	前	5.80～10.50	921.6
		後	5.80～10.50	920.6
金持4号	宮津市字難波野小字高畔397番地の19から 宮津市字難波野小字高畔397番地の18まで	前	6.00～11.70	251.3
		後	6.00～11.70	251.6
田原	宮津市字田原777番地の2から 宮津市字田原小字前田891番地まで	前	4.70～7.00	35.7
		後	5.50～9.00	35.7
段梅ヶ谷	宮津市字奥波見小字今江308番地から 宮津市字奥波見小字今江346番地の1まで	前	2.60～6.30	254.9
		後	3.00～17.50	262.1
段梅ヶ谷	宮津市字奥波見小字今江304番地の1から 宮津市字奥波見小字今江308番地まで	前	2.80～11.00	367.9
		後	3.30～13.20	367.9
中地	宮津市字外垣小字家ノ下222番地の1から 宮津市字外垣小字村ノ内188番地まで	前	2.90～3.40	110.4
		後	2.90～4.80	110.4

* * *

宮津市告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室（本館南棟3階）において、平成24年3月30日から平成24年4月13日まで縦覧に供する。

平成24年3月30日

宮津市長 井上正嗣

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
由良駅脇	宮津市字由良小字上良1276番地の1から 宮津市字由良小字岩穴606番地まで	平成24年3月30日
脇狩場	宮津市字新宮小字狩場158番地から 宮津市字新宮小字狩場154番地まで	平成24年3月30日
定為川	宮津市字中津小字生賀693番地から 宮津市字中津186番地の5まで	平成24年3月30日
小田宿野港	宮津市字小田宿野320番地から 宮津市字小田宿野小字地主303番地の1まで	平成24年3月30日
大伊根	宮津市字上司小字河原口148番地の2から 宮津市字中村小字石田520番地まで	平成24年3月30日

伊根川	宮津市字中村小字生出583番地から 宮津市字中村小字ヤスラ87番地の1まで	平成24年3月30日
鶴賀京口	宮津市字鶴賀2078番地の1から 宮津市字京口133番地の2まで	平成24年3月30日
横町	宮津市字魚屋859番地から 宮津市字本町842番地の1まで	平成24年3月30日
宮津文珠	宮津市字魚屋859番地から 宮津市字河原1850番地まで	平成24年3月30日
如願寺	宮津市字住吉1794番地から 宮津市字住吉1769番地まで	平成24年3月30日
黙止小路	宮津市字漁師1747番地から 宮津市字漁師1580番地まで	平成24年3月30日
田町外側	宮津市字鶴賀2095番地から 宮津市字鶴賀2109番地の2まで	平成24年3月30日
宮津金引の滝	宮津市字松原598番地から 宮津市字滝馬小字船山下226番地まで	平成24年3月30日
鶴賀病院	宮津市字外側2505番地から 宮津市字外側2505番地の1まで	平成24年3月30日
駅裏安智	宮津市字鶴賀2125番地の1から 宮津市字鶴賀小字鶴賀町2135番地の3まで	平成24年3月30日
国名賀	宮津市字惣小字岡475番地から 宮津市字惣小字岡475番地まで	平成24年3月30日
城東	宮津市字波路2207番地の7から 宮津市字鶴賀2158番地の7まで	平成24年3月16日
波路村	宮津市字波路小字前田2467番地から 宮津市字波路小字家ノ下317番地まで	平成24年3月30日
滝馬喜多	宮津市字滝馬小字中ノ坪753番地から 宮津市字滝馬小字横田759番地まで	平成24年3月30日
角田	宮津市字惣392番地の7から 宮津市字惣392番地の7まで	平成24年3月30日
波路中央	宮津市字波路2352番地の3から 宮津市字波路2355番地の1まで	平成24年3月30日
松原京街道	宮津市字宮村小字下1058番地の1から 宮津市字京口町171番地まで	平成24年3月30日
京口滝馬	宮津市字京口町156番地から 宮津市字滝馬小字有田下87番地の1まで	平成24年3月30日
小田辛皮	宮津市字小田小字五輪ヶ尾413番地の6から 宮津市字小田小字五輪ヶ尾413番地の6まで	平成24年3月30日
堅田	宮津市字喜多小字堅田2253番地の1から 宮津市字喜多小字堅田2260番地の2まで	平成24年3月30日
今福小田	宮津市字今福小字荒木野852番地の1から 宮津市字小田小字野間3333番地の1まで	平成24年3月30日
堅田1号	宮津市字喜多小字堅田2255番地の3から 宮津市字喜多小字堅田2261番地の4まで	平成24年3月30日
須津東西	宮津市字須津小字黍1625番地の3から 宮津市字須津小字黍1634番地の1まで	平成24年3月30日
潮波磯	宮津市字江尻小字神主分953番地の2から 宮津市字江尻小字東浜885番地の2まで	平成24年3月30日
西大門彼岸田	宮津市字溝尻小字西深田158番地の1から 宮津市字溝尻小字五反田40番地まで	平成24年3月30日

大垣難波野	宮津市字江尻小字宮ノ下162番地から 宮津市字難波野小字細田192番地の1まで	平成24年3月30日
金持4号	宮津市字難波野小字高畔397番地の19から 宮津市字難波野小字高畔397番地の18まで	平成24年3月30日
田原	宮津市字田原777番地の2から 宮津市字田原小字前田891番地まで	平成24年3月30日
段梅ヶ谷	宮津市字奥波見小字今江308番地から 宮津市字奥波見小字今江346番地の1まで	平成24年3月30日
段梅ヶ谷	宮津市字奥波見小字今江304番地の1から 宮津市字奥波見小字今江308番地まで	平成24年3月30日
中地	宮津市字外垣小字家ノ下222番地の1から 宮津市字外垣小字村ノ内188番地まで	平成24年3月30日

* * *

宮津市告示第29号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条の規定により、下記の者の住民票を削除したので、同令第12条第4項の規定により告示する。

平成24年3月30日

宮津市長 井上正嗣

記

<以下掲示済>

* * *

宮津市告示第30号

宮津会館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津会館条例施行規則（昭和63年規則第7号）第6条第3項の規定により告示する。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

(1) 宮津会館利用料金

使用時間		利用料金		
		全日	半日	夜間
使用区分		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
	大ホール	平日 土曜日、日曜日及び休日	61,200円 73,500円	21,600円 26,000円
ホワイエ（1階又は2階）	平日 土曜日、日曜日及び休日	15,400円 18,500円	5,300円 6,400円	7,200円 8,700円
	ホワイエ（全階）	平日 土曜日、日曜日及び休日	20,400円 24,500円	7,200円 8,700円

備考

- 1 大ホールは、ホワイエ及び楽屋を含む。
- 2 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の2倍とする。
- 3 準備又はリハーサルに係る利用料金は、この表に定める額の10分の6とする。
- 4 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間あたりの額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。

5 創作活動等練習に使用する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。ただし、午前9時から午後10時までの区分とする。

使用時間 使用区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前9時から 午後10時まで	午前9時から 午後1時まで 又は午後1時 から午後5時 まで	午後6時から 午後10時まで
大ホール	平日	11,360円	4,320円	6,000円
	土曜日、日曜日及び休日	13,650円	5,200円	7,200円
ホワイエ（1階又は2階）	平日	2,860円	1,060円	1,440円
	土曜日、日曜日及び休日	3,430円	1,280円	1,740円
ホワイエ（全階）	平日	3,780円	1,440円	1,920円
	土曜日、日曜日及び休日	4,550円	1,740円	2,480円

備考

- 1 大ホールについては、舞台及び楽屋の利用に限定し、客席の利用はしない。
- 2 冷暖房装置を使用するときは、通常の冷暖房装置利用料金とする。
- 3 練習については、申込日から1週間以内に本番としての利用が無い場合に限る。

(2) 冷暖房装置利用料金

使用時間 使用区分		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前8時から午後10時まで	午前8時から正午まで又は午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
大ホール	冷房料	45,000円	18,000円	18,000円
	暖房料	36,000円	15,000円	15,000円
ホワイエ（1階又は2階）	冷房料	11,000円	5,000円	5,000円
	暖房料	9,000円	3,900円	3,900円
ホワイエ（全階）	冷房料	18,000円	8,000円	8,000円
	暖房料	16,500円	6,900円	6,900円

備考

- 1 大ホールは、ホワイエ及び楽屋を含む。
- 2 使用時間の繰上げ、超過については、1時間につき利用料金1時間あたりの額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。

(3) 付属設備利用料金

区分	品名	単位	利用料金	備考
舞台設備	展示用パネル	1枚	100円	
	金びょうぶ	1双	1,500円	
	グランドピアノ	1台	11,000円	調律別
	所作台	一式	3,000円	
	平台	一式	1,000円	
	演台	1台	500円	

	司会者用演台	1台	300円	
	花台	1台	100円	
	花瓶	1個	100円	
	演壇	1台	200円	
	指揮者台	1台	300円	
	指揮者譜面台	1台	300円	
	高座座布団	1枚	200円	
	紗幕	1枚	1,000円	
	奏者譜面台	1台	100円	
	スモークマシン	1台	2,000円	
	映写スクリーン	1枚	500円	
	地がすり	1枚	500円	
	毛せん	1枚	300円	
	上敷	1枚	100円	
	コントラバス椅子	1脚	100円	
照明 設備	照明基本セット (ボーダーライト)	1列	無料	
	照明(A)セット	一式	5,000円	ボーダーライト 2列 シーリングライト 1列 フロントサイドライト 一式
	照明(B)セット	一式	20,000円	照明(A)セット 一式 ロアホリゾンライト 1列 アッパーホリゾンライト 1列 ピンスポットライト 1台 サスペンションライト 2列
	サスペンションライト	1灯	200円	
	エフェクトマシン	一式	3,000円	
	平凸ベビーライト	1台	500円	
	E・Sスポットライト	1台	500円	
	ホリゾンライト (ロア又はアッパー)	各1列	2,500円	
	シーリングライト	一式	2,000円	
	フロントサイドライト	一式	2,000円	
	フットライト	1列	1,000円	
	フットスポットライト	一式	1,000円	
	ピンスポットライト	1台	2,000円	
	ステージサイドライト	1台	1,000円	
	ボーダーライト	1列	2,000円	
	ミラーボール	1台	500円	
	波マシン	1台	1,000円	
	オーロラマシン	1台	1,000円	
	ストロボマシン	1台	1,000円	
	星球	一式	1,000円	
	ライトスタンド	1本	100円	
音響 設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー ステージスピーカー フロントスピーカー

チャンネル		1チャンネル	1,000円	
PA装置8チャンネル (マイク付)		一式	15,000円	
テープ レコーダー	オープン	1台	3,000円	
	カセット	1台	1,500円	
プレーヤー	レコード	1台	1,500円	
	コンパクト ディスク	1台	1,500円	
	ミニディスク	1台	2,000円	
マイクロホン	ダイナミック型	1本	700円	チャンネル料別
	コンデンサー型	1本	1,500円	
	ワイヤレス	1本	2,000円	
	エレベーター (ダイナミック 型付)	1本	2,000円	
	吊マイク装置 (マイク別)	一式	1,500円	
マイクスタンド		1本	100円	
スピーカー	ステージ用	1台	500円	
	モニター用	1台	1,000円	
	カラム	1台	2,000円	
エフェクト装置		一式	1,000円	
反射板装置		一式	5,000円	
持込器具		1KW	300円	

備考

- 1 利用料金の区分は、半日及び夜間（各4時間）をそれぞれ1回として計算する。
- 2 準備又はリハーサルに係る利用料金は、この表に定める額の10分の6とする。
- 3 照明用フィルター、録音用テープ、ミニディスク及びスモーク液の提供については、実費相当額を徴収する。
- 4 創作活動等練習に使用する場合の付属設備利用料金は、次の表に定める額とする。

区分	品名	単位	利用料金	備考
舞台 設備	グランドピアノ	1台	2,200円	
	平台	一式	200円	
	奏者譜面台	1台	20円	
照明 設備	照明基本セット (ポーターライト)	1列	無料	
音響 設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー ステージスピーカー フロントスピーカー
	モニタースピーカー	1台	200円	
	反射板装置	一式	1,000円	

備考 利用料金の区分は、半日及び夜間（各4時間）をそれぞれ1回として計算する。

2 適用年月日

平成24年4月1日

* * *

宮津市告示第31号

宮津運動公園の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市都市公園条例施行規則（平成4年規則第13号）第7条第3項の規定により告示する。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

運動公園利用料金

区 分		使用の単位		利用料金の額	
施設	宮津市民球場	1 面	1 時間	1,800円	
	宮津市民グラウンド	全 面	1 時間	600円	
		1 / 2 面	1 時間	400円	
	宮津市民テニスコート	第 1	1 面	1 時間	500円
		第 2	1 面	1 時間	200円

(注) 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合は、この表に定める額の5倍の額とする。

付属設備利用料金

区 分		使用の単位		利用料金の額	
付属設備	宮津市民球場付属電気施設		一式	1 時間	400円
	夜間照明灯	宮津市民グラウンド	全面	1 時間	4,000円
			南面	1 時間	2,200円
			北面	1 時間	1,800円
			宮津市民テニスコート	1 面	1 時間
	放送設備		一式	1 時間	200円
	天幕		1 張	1 日	500円
	長机		1 脚	1 日	50円
	椅子		1 脚	1 日	30円
	シャワー			1 回	100円
コインロッカー			1 回	100円	

2 適用年月日

平成24年4月1日

* * *

宮津市告示第32号

宮津市福祉センターの利用料金を次のとおり承認したので、宮津市福祉センター条例施行規則（昭和48年規則第17号）第5条第3項の規定により告示する。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

区 分	使用の単位	利用料金の額
大 会 議 室	全 日 (午前9時から午後10時まで)	4,600円
	半 日 (午前9時から午後1時まで 又は午後1時から午後5時まで)	1,400円
	夜 間 (午後5時から午後10時まで)	2,000円
会 議 室 作 法 展 示 室 娯 楽 室	全 日 (午前9時から午後10時まで)	2,000円
	半 日 (午前9時から午後1時まで 又は午後1時から午後5時まで)	700円

	夜 間 (午後5時から午後10時まで)	900円
--	------------------------	------

2 冷暖房装置利用料金

使用場所及び区分		使用の単位	利用料金の額
大会議室	冷房料	1時間につき	200円
	暖房料	1時間につき	200円
会議室	冷房料	1時間につき	200円
	暖房料	1時間につき	200円
作法展示室	冷房料	1時間につき	200円
	暖房料	1時間につき	200円
娯楽室	冷房料	1時間につき	200円
	暖房料	1時間につき	200円
老人憩の家	冷房料	1時間につき	100円
	暖房料	1時間につき	100円

3 適用年月日

平成24年4月1日

* * *

宮津市告示第33号

宮津市サービスセンター松寿園の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市老人デイサービスセンター条例施行規則（平成6年規則第11号）第3条第3項の規定により告示する。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

(1) 介護サービス利用料（1日につき）

区分	基準単価	サービス提供体制強化加算	入浴介助加算	計	左記のうち自己負担
要介護1	6,900円	120円	500円	7,520円	752円
要介護2	8,110円	120円	500円	8,730円	873円
要介護3	9,370円	120円	500円	9,990円	999円
要介護4	10,630円	120円	500円	11,250円	1,125円
要介護5	11,880円	120円	500円	12,500円	1,250円

備考

- 食費は1食につき650円を自己負担として徴収する。
- 若年性認知症利用者の場合は、受入加算として1日につき600円（うち自己負担は1日につき60円）を徴収する。
- 利用者個別の心身の状況を重視した機能訓練加算として1日につき500円（うち自己負担は1日につき50円）を徴収する。
- 介護職員処遇改善加算として、所定単位数の1000分の19に相当する金額を徴収する。

(2) 介護予防サービス利用料（1か月につき）

区分	基準単価	サービス提供体制強化加算	生活機能向上グループ加算	計	左記のうち自己負担
要支援1	20,990円	480円	1,000円	22,470円	2,247円
要支援2	42,050円	960円	1,000円	44,010円	4,401円

備考

- 食費として1食につき650円を自己負担として徴収する。
- 若年性認知症利用者の場合は、受入加算として1月に2,400円（うち自己負担は1月につき240円）を徴収する。

3 介護職員処遇改善加算として、所定単位数の1000分の19に相当する金額を徴収する。

2 適用年月日

平成24年4月1日

* * *

宮津市告示第34号

宮津市デイサービスセンターはまなす苑の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市老人デイサービスセンター条例施行規則（平成6年規則第11号）第3条第3項の規定により告示する。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

(1) 介護サービス利用料（1日につき）

区分	基準単価	サービス提供体制強化加算	入浴介助加算	計	左記のうち自己負担
要介護1	6,900円	60円	500円	7,460円	746円
要介護2	8,110円	60円	500円	8,670円	867円
要介護3	9,370円	60円	500円	9,930円	993円
要介護4	10,630円	60円	500円	11,190円	1,119円
要介護5	11,880円	60円	500円	12,440円	1,244円

備考

- 食費は1食につき650円を自己負担として徴収する。
- 若年性認知症利用者の場合は、受入加算として1日につき600円（うち自己負担は1日につき60円）を徴収する。
- 口腔機能が低下している利用者に機能向上を目的とする指導及び訓練（月2回を限度とする。）を行った場合は、1回につき1,500円（うち自己負担は1日につき150円）を徴収する。
- 介護職員処遇改善加算として、所定単位数の1000分の19に相当する金額を徴収する。

(2) 介護予防サービス利用料（1か月につき）

区分	基準単価	サービス提供体制強化加算	運動機能向上グループ加算	計	左記のうち自己負担
要支援1	20,990円	240円	2,250円	23,480円	2,348円
要支援2	42,050円	480円	2,250円	44,780円	4,478円

備考

- 食費として1食につき650円を自己負担として徴収する。
- 若年性認知症利用者の場合は、受入加算として1月に2,400円（うち自己負担は1月につき240円）を徴収する。
- 口腔機能が低下している利用者に機能向上を目的とする指導及び訓練を行った場合は、上記の運動器機能向上加算をせず、1月に4,800円（うち自己負担は1月につき480円）を徴収する。
- 介護職員処遇改善加算として、所定単位数の1000分の19に相当する金額を徴収する。

2 適用年月日

平成24年4月1日

* * *

宮津市告示第35号

宮津市林業振興センターの利用料金を次のとおり承認したので、宮津市林業振興センター条例施行規則（平成11年規則第28号）第5条第3項の規定により告示する。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

使用場所及び区分	利用料金の額
研修室	1時間につき 300円
冷房料	1時間につき 300円
暖房料	1時間につき 300円

2 適用年月日

平成24年4月1日

* * *

宮津市告示第36号

宮津市大江山バンガロー村の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市大江山バンガロー村条例施行規則（平成6年規則第16号）第5条第3項の規定により告示する。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

(1) バンガロー村

施設名	使用区分		利用料金の額
バンガロー	6人用	1棟1泊につき	13,000円
	8人用	1棟1泊につき	16,000円
キャンプ場	一般1人1泊につき		300円
	小学生及び中学生1人1泊につき		150円
	常設テント1張1泊につき		7,000円

備考 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以外の者をいう。

(2) キャンプ用具

種類	使用区分	利用料金の額
テント一式	1張1泊につき	2,000円
上記以外のキャンプ用具	1回につき	1,500円以内

2 適用年月日

平成24年4月1日

* * *

宮津市告示第37号

宮津市海洋つり場の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市海洋つり場条例施行規則（平成2年規則第22号）第4条第3項の規定により告示する。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

使用区分		利用料金の額	
釣りを目的として使用する場合	1人1回につき	一般	1,050円
		小学生及び中学生	525円
釣り以外を目的として使用する場合	1人1回につき	一般	210円
		小学生及び中学生	105円

備考 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以外の者をいう。

2 適用年月日

平成24年4月1日

* * *

宮津市告示第38号

世屋高原家族旅行村の利用料金を次のとおり承認したので、世屋高原家族旅行村条例施行規則（平成17年規則第30号）第5条第3項の規定により告示する。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

区分	使用の単位		利用料金の額	
レクリエーションセンター	研修室	3時間以内	2,000円	
		6時間以内	4,000円	
		6時間を越える1時間を増すごとに	500円	
	厨房	半日（6時間以内）	2,000円	
		全日	3,000円	
ケビン	1棟1泊につき		10,000円	
キャンプ場	一般 1人1泊につき		300円	
	小・中学生 1人1泊につき		150円	
温水シャワー	1回につき		100円	
体験実習室	宿泊料	一般	3,200円	
		小・中学生	2,500円	
		幼児	実費	
	研修室	15畳	3時間以内	4,000円
			6時間以内	5,000円
		30畳	3時間以内	5,000円
			6時間以内	6,000円
	6時間を越える1時間を増すごとに		1,000円	
	個室	一般	3時間以内	1人につき300円
			6時間以内	1人につき400円
			6時間を越える1時間を増すごとに	1人につき100円
小・中学生及び幼児		3時間以内	1人につき100円	
		6時間以内	1人につき150円	
		6時間を越える1時間を増すごとに	1人につき40円	
キャンプ用具	一式 1泊につき		3,000円	

2 適用年月日

平成24年4月1日

* * *

宮津市告示第39号

宮津市天橋立ユース・ホステルの利用料金を次のとおり承認したので、宮津市天橋立ユース・ホステル条例施行規則（平成18年規則第9号）第5条第3項の規定により告示する。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

区分	使用の単位	利用料金の額
宿泊利用料金 （1人1泊の室料）	一般	2,950円
	小学生及び中学生	2,450円
	幼児	850円

備考

1 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以外の者をいう。

2 「幼児」とは、学齢に達しない者のうち1歳以上の者をいう。

3 1歳に満たない者については、宿泊利用料金を無料とする。

2 適用年月日

平成24年4月1日

* * *

宮津市告示第40号

宮津市ぶらりんぐセンター自転車の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市ぶらりんぐセンター条例施行規則（平成14年規則第33号）第5条第3項の規定により告示する。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

区分	使用の単位	利用料金の額
一般	2時間以内	400円
	2時間を超えて1時間ごと	100円
中学生以下	2時間以内	200円
	2時間を超えて1時間ごと	50円

備考 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以外の者をいう。

2 適用年月日

平成24年4月1日

* * *

宮津市告示第41号

宮津市固定資産税等に係る返還金取扱要綱を次のように定める。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市固定資産税等に係る返還金取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、納税者の不利益を補填し、税負担の公平と税務行政に対する信頼を確保するため、固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税（資産割額に係る部分に限る。）（以下「固定資産税等」という。）の課税誤りによる徴収金のうち、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）の規定によっては還付することができない税（以下「還付不能金」という。）等の相当額を、返還金として支払うことについて必要な事項を定めるものとする。

（返還対象者）

第2条 返還金の支払を受けることができる者（以下「返還対象者」という。）は、市の責めに帰する事由に起因して誤った賦課処分により固定資産税等を納付し、還付不能金のあることを市長が確認した納税者とする。ただし、当該納税者が死亡している場合は、その相続人とする。

（返還金の対象期間）

第3条 返還金の対象となる期間は、返還金の支払を決定する日の属する年度から20年前の年度までの間（国民健康保険税にあっては、被保険者資格が確認できない期間がある場合は、これを除く。）のうち、法第17条の5に規定する更正期間を除いた期間とする。

（返還金の額等）

第4条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 還付不能金等の相当額

(2) 利息相当額

2 前項第2号の利息相当額は、当該還付不能金の納付の日の翌日から返還金の支払を決定した日までの期間の日数に応じて還付不能金の相当額に年5パーセントの割合を乗じて得た額とする。この場合において、納付の日が確認できないときは、それぞれの納期の納期限に納付したものとみなす。

3 第1項の返還金の額を算定する場合の端数処理については、法第20条の4の2の規定を準用する。
(返還金の通知等)

第5条 市長は、返還金がある場合は、前条の規定により返還金の額を決定し、返還金支払決定通知書により返還対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により通知したときは、返還対象者に対し、速やかに返還金を支払うものとする。

(返還金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正の行為によって返還金の支払を受けた者があるときは、返還金を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、返還金支払決定通知書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第42号

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱(昭和45年告示第41号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第43号

宮津市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱等の一部を改正する要綱

(宮津市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱の一部改正)

第1条 宮津市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱(平成18年告示第148号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第115条の45」を「第115条の46」に改める。

(宮津市包括的支援等事業実施要綱の一部改正)

第2条 宮津市包括的支援等事業実施要綱(平成18年告示第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第115条の44第1項第2号」を「第115条の45第1項第2号」に改める。

第3条中「第115条の45第1項」を「第115条の46第1項」に改める。

(宮津市介護保険における保険給付費の受領委任払実施要綱の一部改正)

第3条 宮津市介護保険における保険給付費の受領委任払実施要綱(平成16年告示第107号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第8条第22項」を「第8条第24項」に改める。

(社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱の一部改正)

第4条 社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱(平成12年告示第86号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第12号を第15号とし、第8号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、同項第7号中

「第8条第24項」を「第8条第26項」に改め、同号を同項第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

(9) 法第8条第22項に規定する複合型サービス

第2条第1項第6号中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「第8条第17項」を「第8条第18項」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「第8条第16項」を「第8条第17項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(5) 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護

第3条第2項中「前条第1項第5号又は第6号」を「前条第1項第8号又は第10号」に改める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第44号

宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金交付要綱を次のように定める。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市の福祉の充実及び雇用機会の拡大を図るため、特別養護老人ホーム等を整備する者に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和39年規則第18号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者保健福祉計画等 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に基づく宮津市高齢者保健福祉計画、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく宮津市介護保険事業計画又は障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項に基づく宮津市障害福祉計画をいう。
- (2) 投下固定資産総額 地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する土地(用地取得後3年以内の着工及び5年以内の事業開始をするものに限る。)及び家屋の取得に要する費用の総額をいう。
- (3) 正規職員 雇用期間の定めのない職員で、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者に該当しない通常の労働者(雇用保険の被保険者でない者を除く。)をいう。
- (4) 非正規職員 正規職員以外の職員(雇用保険の被保険者である者に限る。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次条に規定する補助対象事業を実施する社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人及び株式会社とする。

(補助対象施設等)

第4条 補助金の交付の対象となる施設(以下「対象施設」という。)は、次に掲げる施設であって、高齢者保健福祉計画等においてその整備の必要性が位置付けられているものとする。

- (1) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設
- (2) 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第2条第2項に規定する公的介護施設等及び同条第3項に規定する特定民間施設
- (3) 障害者自立支援法第5条に規定する障害福祉サービス事業を実施する施設

2 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、前項に規定する対象施設について次に掲げる整備(投下固定資産総額が2,500万円以上のものに限る。)を行い、その整備後、事業を開始する日(以下「事業開始日」という。)において当該事業所で正規職員を新たに3人以上雇用し、かつ、その雇用水準を引き続き維持することが確実と見込まれる計画を有するものとする。

(1) 新設(既存の建物を取得及び改修し、事業を開始するものを含む。)

(2) 増築

(3) 改築

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるものとする。ただし、設備整備費を除く。

(1) 新設、増築及び改築に係る工事費

(2) 土地取得費

(3) 建物取得費(改修費を含む。)

2 補助対象事業が他の補助金の交付を受けるときは、前項の補助対象経費の額から当該補助金の額を除いたものを補助対象経費の額とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の種類及び額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 整備補助金 補助対象経費に100分の10を乗じて得た額(その額に1万円未満の額があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、3,000万円を限度とする。

(2) 雇用機会拡大補助金 事業開始日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までの間において、新たに雇用された職員のうち本市に住所を有するものについて、次の対象年度の区分に応じ、それぞれに定める職員の数に、正規職員にあつては40万円を、非正規職員にあつては10万円をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。

ア 第1対象年度(事業開始日から起算して1年を経過した日の属する年度) 当該対象年度に係る雇用機会拡大補助金の交付の申請のあった日(以下「交付申請日」という。)における正規職員及び非正規職員(事業開始日以後新たに1年以上の雇用が認められ、引き続きその雇用が確認された者に限る。以下「対象正規職員等」という。)の合計人数

イ 第2対象年度(事業開始日から起算して2年を経過した日の属する年度) 当該対象年度に係る交付申請日における対象正規職員等の合計人数から、第1対象年度の交付申請日における対象正規職員等の合計人数を減じた数

ウ 第3対象年度(事業開始日から起算して3年を経過した日の属する年度) 当該対象年度に係る交付申請日における対象正規職員等の合計人数から、第1対象年度又は第2対象年度の交付申請日における対象正規職員等の合計人数のいずれか多い数を減じた数

2 補助対象者が整備補助金の対象となる事業所以外で本市において雇用している正規職員及び非正規職員(非正規職員にあつては、1年以上雇用している者に限る。)の前項第2号アからウまでに掲げる対象年度の交付申請日における合計人数が、事業開始日における当該合計人数と比べて減少している場合は、当該アからウまでに掲げる対象年度の交付申請日における対象正規職員等の合計人数から当該減少した数を減じた数を、当該交付申請日における対象正規職員等の合計人数とする。

(補助対象事業の確認協議)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとする場合は、事業開始日の90日前(市長がやむを得ないと認めるときは、別に定める日)までに、宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金対象事業確認協議書に事業実施計画書その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に協議しなければならない。

第8条 市長は、前条の規定による補助対象事業の確認協議があつた場合は、その内容を審査し、当該計画が補助対象事業の要件を満たしていると認めるときは、宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金対象事業確認書を交付するものとする。この場合において、市長が特に必要があると認めると

きは、当該確認に条件を付すことができる。

(交付申請)

第9条 前条の規定による補助対象事業の確認を受けた補助対象者は、規則第4条の規定により宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金交付申請書に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 整備補助金の交付の申請は、事業開始日の属する年度(同日以後に限る。)又はその翌年度に行うものとする。

3 雇用機会拡大補助金の交付の申請は、第6条第1項第2号アからウまでに掲げる対象年度(事業開始日から起算して当該アからウまでに掲げる年数を経過した日以後に限る。)ごとに行うものとする。

4 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)が、事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金事業計画変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第11条第2項の規定により、補助金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

(補助金の交付停止等)

第11条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 事業開始日以後5年以内に補助対象施設に係る事業を休止し、又は廃止したとき。

(2) 市税(地方税法第5条に規定する税をいう。)の納付を怠ったとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の行為によって補助金の交付を受けようとしたとき又は受けたとき。

(処分の制限)

第12条 補助金の交付を受け整備した施設は譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金対象事業確認協議書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第45号

宮津市介護員養成研修受講費補助金交付要綱を次のように定める。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市介護員養成研修受講費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市の老人福祉施設等における人材確保に資するとともに本市の高齢者等の福祉の増進を図るため、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号に規定する介護員養成研修のうち、訪問介護に関する2級課程の研修(宮津与謝地方社会福祉協議会連絡協議会が行うものを除く。以下「介護員養成研修」という。)の受講に要する費用に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和39年規則第18号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、本市に住所を有する者であって、介護員養成研修を修了し、

老人福祉施設等において介護職員として就労した者又は就労が見込まれる者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、介護員養成研修の受講に要した費用(市長が認めるものに限る。以下「受講費用」という。)に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、その額が4万5,000円を超えるときは、4万5,000円とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、介護員養成研修を修了した後1年以内に、宮津市介護員養成研修受講費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 介護員養成研修を修了したことを証明する書類
- (2) 受講費用の領収書の写し
- (3) 老人福祉施設等の長が発行する就労又は就労予定であることを証明する書類

(補助金の額の確定)

第5条 規則第11条第2項の規定により補助金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、宮津市介護員養成研修受講費補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に介護員養成研修を修了した者について適用する。

* * *

宮津市告示第46号

宮津市放課後児童クラブ事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市放課後児童クラブ事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市放課後児童クラブ事業補助金交付要綱(平成22年告示第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第47号

宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱(平成11年告示第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた」を「又は第25条の3第1項の規定により定めた」に改める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第48号

宮津市商工業振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市商工業振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱
 宮津市商工業振興補助金交付要綱（昭和63年告示第12号）の一部を次のように改正する。
 別表2 商工業指導施設設置事業の項中

「

商工会館（事務室、会議室、研修室を有する指導施設）の新設及び増改修	新設の場合は、対象事業費の10分の5以内増改修の場合は、対象事業費の10分の2以内	1 他の法令等の規定により補助の対象となった場合は、当該補助金を除き自己負担を要する直接経費を対象事業費とする。 2 土地、備品の取得費は、補助対象としない。 3 増改修の場合の事業費は、100万円以上とする。
-----------------------------------	---	---

を

「

商工会館（事務室、会議室及び研修室を有する指導施設をいう。）の新築、増築、改築及び修繕	新築、増築及び改築の場合は、対象事業費の10分の5以内。修繕の場合は、対象事業費の10分の2以内。ただし、対象事業費が2,000万円以上の修繕の場合で、主要構造部に係る修繕の対象事業費が全体の2分の1以上の割合を占めるときは、10分の5以内とする。	1 他の法令等の規定により補助の対象となった場合は、対象事業費から当該補助金の額を除いた額を対象事業費とする。 2 土地及び備品の取得費は、補助対象としない。 3 対象事業費は、100万円以上とする。
---	--	--

に改める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第49号

宮津市食の魅力づくり推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市食の魅力づくり推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
 宮津市食の魅力づくり推進事業補助金（平成23年告示第44号）の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。

宮津市特産品振興事業補助金交付要綱

第1条中「加工食品」を「特産品」に改め、「これに係る本市の食の魅力づくりを推進する事業」を「特産品の新規開発等」に改める。

第3条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項に次のただし書を加える。

ただし、別表第1項及び第2項の事業を併せて実施する場合における補助金の限度額は、100万円とする。

第3条に第1項として次の1項を加える。

補助金の交付の対象となる特産品は、宮津市産の農林水産物を使用した加工食品、工芸品その他

の商品で、将来にわたってその販売が見込まれるものとする。

第4条中「宮津市食の魅力づくり推進事業補助金交付申請書」を「宮津市特産品振興事業補助金交付申請書」に改める。

第5条中「宮津市食の魅力づくり推進事業補助金事業計画変更等承認申請書」を「宮津市特産品振興事業補助金事業計画変更等承認申請書」に改める。

第6条ただし書中「宮津市食の魅力づくり推進事業補助金事業事前着手届」を「宮津市特産品振興事業補助金事業事前着手届」に改める。

第7条中「宮津市食の魅力づくり推進事業補助金実績報告書」を「宮津市特産品振興事業補助金実績報告書」に改める。

第10条中「宮津市食の魅力づくり推進事業補助金交付申請書等」を「宮津市特産品振興事業補助金交付申請書等」に改める。

別表中「加工食品」を「特産品」に、「既存加工食品」を「既存特産品」に改める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第50号

宮津市定住支援空き家改修事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市定住支援空き家改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、人口の増加と地域の活性化を図るため、市内への定住を目的に空き家を修繕又は模様替え(以下「修繕等」という。)する者に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和39年規則第18号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的とする住宅(分譲を目的とするものを除く。)で現に利用されていないもの又は利用されなくなることが見込まれるものをいう。
- (2) 宮津市空き家等情報バンクシステム 市内に存する空き家及び空き店舗の売買又は賃貸を希望する物件の情報を登録し、当該情報を市内への定住を目的に公開する仕組みをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、宮津市空き家等情報バンクシステムを通じて、空き家を購入又は賃借(以下「購入等」という。)した者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 2年以上市外に居住していた者であって本市に住民登録等(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき、本市に記録又は登録されることをいう。)がなされ、5年以上本市に定住する見込みのあるもの
- (2) 空き家の所有者等(空き家の所有権又は売買若しくは賃貸の権利を有する者をいう。)の親族でない者
- (3) 市町村民税等を滞納していない者
- (4) 市内に本店を有する法人又は個人事業者により空き家の修繕等を実施する者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、空き家を購入等した日から1年以内に行う修繕等に要する経費とする。ただし、耐震改修、浄化槽の設置、バリアフリ

一等この要綱以外の補助制度による補助金の交付の対象となるものについては、補助対象としない。
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、空き家の購入者にあつては100万円を、空き家の賃借者にあつては50万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一つの実施者(生計を一にしている者を含む。)又は一つの物件につき1回とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により宮津市定住支援空き家改修事業補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付申請の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者が、事業内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により速やかに宮津市定住支援空き家改修事業変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市定住支援空き家改修事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、規則第13条及び第14条の規定によるほか、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、返還を求める額は、別表のとおりとする。

(1) 第3条に規定する補助対象者の要件を欠くに至ったとき。

(2) その他市長が特に補助金を交付するものとして適当でないと判断したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、宮津市定住支援空き家改修事業補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

補助金の交付を受けた日からの経過年数	返還を求める額
3年未満	交付額に50%を乗じて得た額以内
3年以上5年未満	交付額に30%を乗じて得た額以内

* * *

宮津市告示第51号

宮津市建設工事指名競争入札参加者の資格等に関する要綱を次のように定める。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市建設工事指名競争入札参加者の資格等に関する要綱

建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその資格審査の申請の時期及び方法等(昭和61年告示第6号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11の規定に基づき、市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の指名競争入札(以下単に「指名競争入札」という。)に参加する者に必要な資格並びにその資格審査の申請の時期及び方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(指名競争入札参加者の資格)

第2条 指名競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者で、契約の種類及び金額に応じ、A、B、C及びDの4等級に区分して格付された資格を有するものでなければならない。

- (1) 建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (3) 建設工事入札参加資格審査申請書(以下「資格審査申請書」という。)を提出するときに市税(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条に規定する税をいう。)、消費税又は地方消費税を滞納している者
- (4) 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 市内に営業所を有していない者

2 前項に規定する等級の格付は、次条第2項に定める資格審査の項目について審査し、決定する。
(資格審査)

第3条 市内に営業所を有する者の指名競争入札に参加する資格の審査(以下「資格審査」という。)は、毎年行うものとする。

2 資格審査の項目は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設業法第27条の23第1項の規定による建設業者の経営に関する審査事項
- (2) 工事成績(市の発注した工事の成績)
- (3) 不誠実な行為の有無及び信用状態等
(資格審査申請書の提出期限)

第4条 資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、2月1日から同月末日までの間に資格審査申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めた場合においては、申請者は、前項に規定する提出期間経過後、当該提出期間の属する年の6月30日までに資格審査申請書を市長に提出できるものとする。
(添付書類)

第5条 資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 許可証明書の写し
- (2) 申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書の写し、個人である場合にあつては、代表者の身分証明書の写し
- (3) 営業所一覧表
- (4) 工事経歴書
- (5) 市町村税納税証明書
- (6) 消費税及び地方消費税納税証明書
- (7) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
- (8) 建設業退職金共済組合加入履行証明書
- (9) 技術職員名簿
- (10) 入札参加希望工事調書

(資料等の提出)

第6条 市長は、申請者に対し、資格審査の公正を図るため当該資格審査申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることができる。

(資格審査結果の通知)

第7条 市長は、資格審査の結果を建設工事入札参加資格審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

(参加資格の有効期間)

第8条 指名競争入札の参加資格の有効期間は、前条の規定により資格審査の結果を通知した日の翌日から、翌年の3月末日までとする。ただし、指名競争入札の参加資格を有する者(以下「有資格者」という。)で、引き続き第4条の規定により資格審査申請書を提出したものについては、その結

果を通知した日までとする。

(変更の届出)

第9条 有資格者は、次に掲げる事項に変更があった場合は、直ちに建設工事入札参加資格審査申請書記載事項変更届(以下「変更届」という。)に変更事項を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 法人である場合は、その資本金額(出資総額を含む。)
- (4) 法人の代表者又は個人の氏名
- (5) 第2条第1項第1号に規定する許可の内容

(資格の承継)

第10条 有資格者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、当該各号に掲げる者が、営業の同一性を失うことなく引き続き営業を行い、当該有資格者が有していた指名競争入札の参加資格を承継しようとするときは、第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者を除き、その資格を承継することができる。

- (1) 個人が死亡したときは、その相続人
- (2) 個人が老齢、疾病等により建設業に従事できなくなったときは、その二親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
- (3) 個人が法人を設立したときは、その法人(有資格者である2人以上の個人が法人を設立した場合を除く。)

2 有資格者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、当該各号に掲げる者は、第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者を除き、当該有資格者から承継する営業内容に対応する資格を承継することができる。

- (1) 有資格者である2人以上の個人が法人を設立したときは、その法人
- (2) 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立した法人
- (3) 個人又は法人が中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合又は企業組合(以下「事業協同組合等」という。)を設立したときは、その組合
- (4) 事業協同組合等が解散し、直ちに法人を設立したときは、その法人
- (5) 個人又は法人が営業の全部を譲渡したとき(法人が個人に営業の全部を譲渡したときを除く。)は、その営業の全部を譲り受けた個人又は法人
- (6) 法人が営業の全部を分割したときは、その営業の全部を承継した法人

3 前2項の規定により指名競争入札の参加資格を承継しようとする者は、建設工事入札参加資格承継申請書(以下「資格承継申請書」という。)に当該理由を証明する書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により資格承継申請書の提出があった場合において、資格の承継を適当と認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(資格の取消し)

第11条 市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該資格を取り消し、その事実があった後2年間指名競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 指名競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当た

り職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 市長は、前項の規定により指名競争入札の参加資格を取り消した場合は、建設工事入札参加資格取消通知書により有資格者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、資格審査申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその資格審査の申請の時期及び方法等の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(宮津市建設工事請負業者指名要綱の一部改正)

3 宮津市建設工事請負業者指名要綱(平成14年告示第87号)の一部を次のように改正する。

第1条中「建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその資格審査の申請の時期及び方法等(昭和61年告示第6号)」を「宮津市建設工事指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成24年告示第51号)」に改める。

第2条第1項中「建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその資格審査の申請の時期及び方法等」を「宮津市建設工事指名競争入札参加者の資格等に関する要綱」に改める。

* * *

宮津市告示第52号

宮津市測量等業務指名競争入札参加者の資格等に関する要綱を次のように定める。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市測量等業務指名競争入札参加者の資格等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11の規定に基づき、市が発注する測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント、補償関係コンサルタント及び環境測定の業務(以下「測量等業務」という。)の指名競争入札(以下単に「指名競争入札」という。)に参加する者に必要な資格並びにその資格審査の申請の時期及び方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(指名競争入札参加者の資格)

第2条 指名競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者で、その事実の有無について審査を受け、その資格を認定されたものでなければならない。

(1) 測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント及び補償関係コンサルタントの業務において、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条第1項、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項又は補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条第1項の規定による登録を受けていない者

(2) 環境測定業務(濃度測定業務、特定濃度測定業務、音圧レベル測定業務又は振動加速度レベル測定業務をいう。)において、計量法(平成4年法律第51号)第107条第2号の規定による登録を

受けていない者

(3) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(4) 測量等業務入札参加資格審査申請書(以下「資格審査申請書」という。)を提出するときに市税(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条に規定する税をいう。)消費税又は地方消費税を滞納している者

(5) 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

2 前項第1号の規定にかかわらず、建築関係建設コンサルタントの業務のうち、建築設備設計業務においては、建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の18に規定する建築設備士(同規則第17条の35第1項の規定による登録を受けている者に限る。)を専任で置いている者は、指名競争入札に参加することができる。

(資格審査申請書の提出期限)

第3条 指名競争入札に参加する資格の審査(以下「資格審査」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市内業者(市内に営業所を有する者をいう。以下同じ。)にあつては毎年、市外業者(市内に営業所を有しない者をいう。以下同じ。)にあつては2年に一度、2月1日から同月末日までの間に資格審査申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めた場合においては、申請者は、前項に規定する提出期間経過後、当該提出期間の属する年の6月30日までに資格審査申請書を市長に提出できるものとする。

(添付書類)

第4条 資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 業者カード

(2) 営業所一覧表

(3) 経営規模等総括表

(4) 登録証明書(建築設備設計業務にあつては、建築設備士登録証)の写し

(5) 測量等実績調書

(6) 技術者経歴書

(7) 申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書の写し、個人である場合にあつては、代表者の身分証明書の写し

(8) 申請者が法人である場合にあつては、審査基準日(資格審査申請書を提出しようとする年の1月1日をいう。以下同じ。)の属する営業年度の前営業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表、個人である場合にあつては、審査基準日の属する営業年度の前営業年度における貸借対照表及び損益計算書

(9) 市町村税納税証明書

(10) 消費税及び地方消費税納税証明書

(資料等の提出)

第5条 市長は、申請者に対し、資格審査の公正を図るため当該資格審査申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることができる。

(資格審査結果の通知)

第6条 市長は、資格審査の結果を測量等業務入札参加資格審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

(参加資格の有効期間)

第7条 指名競争入札の参加資格の有効期間は、前条の規定により資格審査の結果を通知した日の翌日から、市内業者にあつては翌年の3月末日、市外業者にあつては翌々年の3月末日までとする。ただし、指名競争入札の参加資格を有する者(以下「有資格者」という。)で、引き続き第3条の規定により資格審査申請書を提出したものについては、その結果を通知した日までとする。

(変更の届出)

第8条 有資格者は、次に掲げる事項に変更があつた場合は、直ちに測量等業務入札参加資格審査申

請書記載事項変更届(以下「変更届」という。)に変更事項を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 法人である場合は、その資本金額(出資総額を含む。)
- (4) 法人の代表者又は個人の氏名
- (5) 第2条第1項第1号又は第2号に規定する登録に係る登録番号及び登録年月日
(資格の承継)

第9条 有資格者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、当該各号に掲げる者(第2条第1項第1号(同条第2項に該当する場合を除く。))又は第2号から第4号までのいずれかに該当する者を除く。)が、測量等業務の営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると市長が認めた場合に限り、その資格を承継することができる。

- (1) 個人が死亡したときは、その相続人
- (2) 個人が老齢、疾病等により営業に従事できなくなったときは、その二親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
- (3) 個人が法人を設立したときは、その法人
- (4) 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって成立した法人

2 前項の規定により指名競争入札の参加資格を承継しようとする者は、測量等業務入札参加資格承継申請書(以下「資格承継申請書」という。)に当該事由を証明する書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により資格承継申請書の提出があった場合において、資格の承継を適当と認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(資格の取消し)

第10条 市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該資格を取り消し、その事実があった後2年間指名競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にし、又は成果品の内容に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 指名競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 市長は、前項の規定により指名競争入札の参加資格を取り消した場合は、測量等業務入札参加資格取消通知書により有資格者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、資格審査申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に既になされた資格審査に係る処分、手続その他の行為は、この要綱の相

当規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為とみなす。

* * *

宮津市告示第53号

宮津市立小・中学校修学旅行等引率補助金交付要綱を次のように定める。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市立小・中学校修学旅行等引率補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、宮津市立の小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)が実施する修学旅行及び社会体験活動(以下「修学旅行等」という。)の引率に係る経費の一部に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和39年規則第18号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、小中学校が実施する修学旅行等に引率する教員とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、修学旅行等に係る次に掲げる経費であって、引率教員に京都府から支給されないものとする。

- (1) 施設への入場料、拝観料等
- (2) 添乗員費用
- (3) 旅行保険費用
- (4) 旅行業務取扱費用
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の実費を上限とする額の範囲内とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請その他これに係る一切の事務を学校長に委任するものとする。

- 2 前項の規定により委任を受けた学校長は、規則第4条の規定により宮津市立小・中学校修学旅行等引率補助金交付申請書に修学旅行等計画書その他市長が指示する書類を添付して、教育委員会(以下「委員会」という。)を経由して市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の額を決定し、学校長に通知するものとする。

(交付申請の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた学校長は、当該決定を受けた修学旅行等計画書の内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により宮津市立小・中学校修学旅行等引率補助金事業計画変更等承認申請書を委員会を経由して市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 学校長は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市立小・中学校修学旅行等引率補助金実績報告書を委員会を経由して市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、宮津市立小・中学校修学旅行等引率補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第54号

宮津市立小・中学校漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市立小・中学校漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市立小・中学校漢字検定料補助金交付要綱（平成24年告示第14号）の一部を次のように改正する。

第4条の表を次のように改める。

区分	基準額
1級から2級まで	600円
準2級から4級まで	540円
5級から7級まで	450円
8級から10級まで	300円

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第55号

宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱（平成19年告示第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「妊婦健康診査」の次に「(市が委託した医療機関等によるものを除く。以下第3条において同じ。)」を加える。

第2条に次の1号を加える。

(3) 市が委託した医療機関等以外で妊婦健康診査を受けた者

第3条を次のように改める。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、健診料のうち、妊婦健康診査の検査項目に応じて市長が別に定める額と実際に要した額のいずれか少ない方の額とする。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第56号

宮津市障害者小規模通所授産施設入所訓練事業費補助金交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市障害者小規模通所授産施設入所訓練事業費補助金交付要綱を廃止する要綱

宮津市障害者小規模通所授産施設入所訓練事業費補助金交付要綱（平成16年告示第129号）は、廃止する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第57号

宮津市障害者等介護給付費等加算金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市障害者等介護給付費等加算金支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市障害者等介護給付費等加算金支給要綱(平成16年告示第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「事業所」の次に「及び児童福祉法(昭和22年法律第16号)第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を行う事業所」を加える。

第2条中「法」を「障害者自立支援法」に改め、「特例訓練等給付費」の次に「並びに児童福祉法第21条5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費」を加える。

別表1の部項中

「

1 児童デイサービス利用支援事業	京都府内(京都市域を除く。)に所在する児童デイサービスに係る指定事業所(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスを行う事業所をいう。)又は児童デイサービスに係る基準該当事業所(法第43条第1項の厚生労働省令で定める基準及び同条第2項に規定する指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所をいう。)において、外来の方法により、障害児の保護者等に各種の相談・指導を行うもの
------------------	--

を

」

1 障害児通所支援利用支援事業	京都府内(京都市域を除く。)に所在する児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援を行う事業所において、外来の方法により、障害児の保護者等に各種の相談・指導を行うもの
-----------------	--

に改め、

」

同表3の部及び同表備考を削る。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第58号

宮津市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱(平成18年告示第75号)の一部を次のように改正する。

別表4項中「並びに法附則に基づきなお従前の例により運営をすることができることとされた知的障害者入所更生施設及び知的障害者入所授産施設」を削り、「知的障害児施設」を「障害児入所施設」に、「障害児の」を「知的障害児の」に改める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第59号

宮津市障害者移動支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市障害者移動支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市障害者移動支援事業実施要綱（平成18年告示第168号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「居宅介護」を「障害福祉サービスのうち、居宅介護」に改め、「、児童デイサービス」を削り、「通所により法附則第20条に規定する旧法施設支援」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第6条の2に規定する障害児通所支援」に改める。

第6条第1項中「被保護者及び」を「被保護者並びに」に改め、「障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）」の次に「第17条第4号及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第3号」を加える。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第60号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、障害者自立支援法第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37並びに障害者自立支援法に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年規則第13号）第5条の規定により告示する。

平成24年4月1日

宮津市長 井上正嗣

1 指定特定相談支援事業者

事業者の名称及び主たる事務所所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	支援の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
社会福祉法人 京都太陽の園 南丹市園部町横田 前32番地	障害者生活支援センターかもめ 宮津市字鶴賀2174番地の1	平成24年 4月1日	指定計画 相談支援	特定 なし	2632100026
社会福祉法人 よさのうみ福祉会 与謝郡与謝野町字 岩屋600番地の6	障害者生活支援センター結 障害者相談支援事業所結 宮津市字惣399番地	平成24年 4月1日	指定計画 相談支援	特定 なし	2632100018

2 指定障害児相談支援事業者

事業者の名称及び主たる事務所所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	支援の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
社会福祉法人 京都太陽の園 南丹市園部町横田	障害者生活支援センターかもめ 宮津市字鶴賀2174番地の1	平成24年 4月1日	指定障害児 相談支援	特定 なし	2672100019

前32番地					
社会福祉法人 よさのうみ福祉会	障害者生活支援センター結 障害者相談支援事業所結	平成24年 4月1日	指定障害児 相談支援	特定 なし	2672100027
与謝郡与謝野町字 岩屋600番地の6	宮津市字惣399番地				

* * *

宮津市告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成11年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 溝尻自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下揭示済>
氏名 内藤正則
- 3 変更年月日 平成24年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員改選による。
平成24年4月1日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 新宮自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下揭示済>
氏名 本田秀明
- 3 変更年月日 平成24年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員改選による。
平成24年4月1日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年3月30日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 中津自治会
- 2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <以下掲示済>

氏名 小 濃 孝 之

- 3 変更年月日 平成24年4月1日
 4 変更の理由 団体役員の改選による。
 平成24年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第64号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成23年8月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 田井自治会
 2 変更があった事項及びその内容
 代表者に関する事項
 住所 <以下掲示済>
 氏名 宮 前 富美隆
 3 変更年月日 平成24年4月1日
 4 変更の理由 団体役員の改選による。
 平成24年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第65号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の地縁による団体の認可を行ったので、同条第10項の規定により告示する。

平成24年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

認可を行った地縁による団体

- 1 名 称 福田自治会
 2 規約に定める目的
 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
 (1) 会員相互の親睦及び連絡
 (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
 (3) 集会施設等の維持管理
 (4) 各種団体との連絡調整
 (5) その他本会の目的達成に必要な事項
 3 区 域
 宮津市字喜多小字福田141番地の6から147番地の7まで、905番地の2から906番地の1まで、907番地の2から907番地の29まで、907番地の33、914番地の3から921番地の7まで、922番地の4、923番地の7、2466番地の2、2466番地の3、2467番地の1から2467番地の3まで、2468番地の1から2471番地まで及び2632番地の区域並びに字滝馬小字福田口787番地の区域とする。
 4 主たる事務所の所在地 宮津市字喜多907番地の17
 5 代表者の氏名及び住所
 氏 名 藤 井 修

住 所 <以下掲示済>

- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 無
 7 代理人の有無 無
 8 規約に定める解散の事由
 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
 9 認可年月日 平成24年4月1日

* * *

宮津市告示第66号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の地縁による団体の認可を行ったので、同条第10項の規定により告示する。

平成24年4月1日

宮津市長 井上正嗣

認可を行った地縁による団体

- 1 名 称 上司自治会
 2 規約に定める目的
 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
 (1) 会員相互の親睦及び連絡調整
 (2) 美化・清掃等区域内の環境整備
 (3) 集会施設等の維持管理
 (4) 各種団体との連絡調整
 (5) その他本会の目的達成に必要な事項
 3 区 域
 宮津市字上司小字高妻79番地の3、小字日谷189番地の2、小字塚谷191番地の2、小字作立280番地から小字堤ノ下322番地まで(小字峠ノ谷、小字峠、小字下山、小字下山谷及び小字樺谷を除く。)、小字下山338番地の1から小字下山谷341番地まで(小字尾鼻を除く。)、小字尾鼻342番地、小字下山342番地、小字尾鼻342番地の2から小字下山谷349番地の1まで、小字寺ノ後350番地から小字大門西362番地まで(小字下山谷及び小字下山を除く。)、小字士林363番地の1から小字士林373番地まで、小字大門西374番地の25から小字鎌研場939番地の丙まで(小字船山ノ内和久ノ原及び小字船山ノ内廣畑ヶを除く。)、小字角田946番地の3、小字ソウケ谷口947番地の1及び948番地の1、小字ソウケ谷口949番地の1から950番地の1まで、小字ソウケ谷口951番地の1から小字下山977番地の8まで、小字下山985番地の1から小字砂走1214番地の3まで及び小字砂走1215番地の3から小字出張1524番地の6までの区域並びに字中津小字水ヶ尻153番地の1から小字赤熊162番地の4までの区域とする。
 4 主たる事務所の所在地 宮津市字上司1345番地
 5 代表者の氏名及び住所
 氏 名 古 澤 千 尋
 住 所 <以下掲示済>
 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 無
 7 代理人の有無 無
 8 規約に定める解散の事由
 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
 9 認可年月日 平成24年4月1日

* * *

宮津市告示第67号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可を行ったので、同条第10項の規定により告示する。

平成24年4月1日

宮津市長 井上正嗣

認可を行った地縁による団体

1 名称 第2旭が丘自治会

2 規約に定める目的

本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦及び連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設等の維持管理
- (4) 各種団体との連絡調整
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

3 区域

宮津市字宮村小字旭が丘1412番地から1507番地まで、1510番地から1530番地まで、1538番地から1540番地まで及び1543番地の区域とする。

4 主たる事務所の所在地 宮津市字宮村小字旭が丘1501番地

5 代表者の氏名及び住所

氏名 小林弘明

住所 <以下揭示済>

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 無

7 代理人の有無 無

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日 平成24年4月1日

* * *

宮津市告示第68号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務を平成24年4月1日から平成25年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 福知山市天田118番地の1

氏名 北近畿タンゴ鉄道株式会社

* * *

宮津市告示第69号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務を平成24年4月1日から平成25年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字文珠314番地の2

氏名 天橋立文珠繁栄会 会長 織 田 宗 洋

* * *

宮津市告示第70号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、宮津市清掃工場における一般廃棄物処理手数料及びフロンガス回収処理手数料の徴収及び収納の事務を平成24年4月1日から平成25年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字波路620番地

氏名 丹後環境保全有限会社

* * *

宮津市告示第71号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、宮津市指定ごみ袋(燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋)の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成24年4月1日から平成25年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者

< 以下掲示済 >

* * *

宮津市告示第72号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成24年4月1日から平成25年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者

< 以下掲示済 >

* * *

宮津市告示第73号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務を平成24年4月1日から平成25年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者

住所 京都府下京区西七条掛越町65番地

氏名 社団法人京都府獣医師会

* * *

宮津市告示第74号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成24年4月1日から平成25年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者

< 以下掲示済 >

* * *

宮津市告示第75号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務を平成24年4月1日から平成25年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 大阪市北区堂島2丁目2番2号

氏名 株式会社アイ・エム・ビィ・センター

* * *

宮津市告示第76号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務を平成24年4月1日から平成25年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 大阪府箕面市小野原西3丁目12番14号

氏名 YMSほりかわ

代表者 堀川 義治

* * *

宮津市告示第77号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、宮津市嘗宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を平成24年4月1日から平成25年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 大阪市東淀川区東中島2丁目9-15

氏名 株式会社富士ダイナミクス 大阪営業所 取締役大阪営業所長 長谷川 雅人

* * *

宮津市告示第78号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、宮津市嘗天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を平成24年4月1日から平成25年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 < 以下掲示済 >

氏名 文珠自治会 会長 幾世 英夫

* * *

宮津市告示第79号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成24年4月1日から平成25年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

< 以下掲示済 >

* * *

宮津市告示第80号

宮津市公印のうち市長印を改刻したので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第5条第2項の規定により告示する。

平成24年4月1日

宮津市長 井上正嗣

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
< 略 >	市長印 市長名をもって発する文書	平成24年4月1日

* * *

宮津市告示第81号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成24年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 ジフテリア・百日せき・破傷風
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - 第1期初回 生後3月から生後90月に至までの間にある者
 - 第1期追加 生後3月から生後90月に至までの間にある者（1期初回接種（3回）終了後、6月以上の間隔をおく）
 - 第2期 11歳以上13歳未満の者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 第1期初回3回（20日から56日までの間隔）
 - 第1期追加1回
 - 第2期 1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		第1期初回・追加 (三種混合：ジフテリア・百日せき・破傷風)	第2期(二種混合：ジフテリア・破傷風)
石井靖隆	日置診療所	○	○
	府中診療所	○	○
今出陽一朗	今出クリニック		
中川長雄	中川医院	○	○
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック	○	○
浪江和生	浪江医院	○	○
今井敏雄			
堀川義治	宮津市由良診療所	○	○
林信昌	養老診療所		○
宮地高弘	宮地外科医院	○	○
宮地道弘			
山根行雄	山根医院	○	○
伊藤邦彦	伊藤内科医院	○	○
岩破淳郎	いわさく診療所	○	○
岩破康二	岩破医院	○	○
大森 斎	大森内科診療所	○	○
木村 進	木村内科クリニック	○	○
須川典亮	須川医院	○	○
徳山石夫	徳山医院	○	○
鳥居 剛	鳥居クリニック	○	○
日置潤也	日置医院	○	○
山添一郎	やまぞえこどもクリニック	○	○
森 幸三	伊根診療所		
細見史雄	本庄診療所	○	○

7 予防接種を行う期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

* * *

宮津市告示第82号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成24年4月1日

宮津市長 井上正嗣

1 予防接種の種類 麻しん、風しん

2 予防接種の対象者の範囲

第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

第2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者

第3期 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者

第4期 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

(4) 妊娠していることが明らかな者

(5) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 1回

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		第1期・第2期	第3期・第4期
石井靖隆	日置診療所	○	○
	府中診療所	○	○
今出陽一朗	今出クリニック	○	○
岡所明良	岡所・泌尿器科医院		○
中川長雄	中川医院	○	○
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック	○	○
浪江和生	浪江医院	○	○
今井敏雄			
西原寛	西原医院		○
堀川義治	宮津市由良診療所	○	○
林信昌	養老診療所		○
宮地高弘	宮地外科医院	○	○
宮地道弘			
山根行雄	山根医院	○	○
伊藤邦彦	伊藤内科医院	○	○
岩破淳郎	いわさく診療所	○	○
岩破康二	岩破医院	○	○
大森斎	大森内科診療所	○	○
木村進	木村内科クリニック	○	○
須川典亮	須川医院	○	○
徳山石夫	徳山医院	○	○
鳥居剛	鳥居クリニック	○	○
日置潤也	日置医院	○	○
山添一郎	やまぞえこどもクリニック	○	○
森幸三	伊根診療所		
細見史雄	本庄診療所	○	○

7 予防接種を行う期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

* * *

宮津市告示第83号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成24年4月1日

宮津市長 井上正嗣

1 予防接種の種類 日本脳炎

2 予防接種の対象者の範囲

第1期初回 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者

第1期追加 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者（第1期初回終了後おおむね1年おく）

第2期 9歳以上13歳未満の者

接種の中止により接種を受ける機会を逸した者（平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者）については、4歳以上20歳未満の者

- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 第1期初回2回（6日から28日までの間隔）
 - 第1期追加1回
 - 第2期1回

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		13歳未満の者	13歳以上の者
石井靖隆	日置診療所		
	府中診療所		
今出陽一朗	今出クリニック		
岡所明良	岡所・泌尿器科医院		
中川長雄	中川医院		
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック		
浪江和生	浪江医院		
今井敏雄			
西原寛	西原医院		
堀川義治	宮津市由良診療所		
宮地高弘	宮地外科医院		
宮地道弘			
山根行雄	山根医院		
岩破淳郎	いわさく診療所		
岩破康二	岩破医院		
大森斎	大森内科診療所		
木村進	木村内科クリニック		
須川典亮	須川医院		
鳥居剛	鳥居クリニック		
日置潤也	日置医院		
山添一郎	やまぞえこどもクリニック		
森幸三	伊根診療所		

7 予防接種を行う期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

* * *

宮津市告示第84号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により告示する。

平成24年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 結核
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - 生後6月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者

- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (5) 不適当な状態にあると医師が判断した者

- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 予防接種を行う期日

接 種 期 日	
平成24年4月17日(火)	平成24年10月16日(火)
平成24年5月15日(火)	平成24年11月20日(火)
平成24年6月19日(火)	平成24年12月18日(火)
平成24年7月17日(火)	平成25年1月15日(火)
平成24年8月21日(火)	平成25年2月19日(火)
平成24年9月18日(火)	平成25年3月19日(火)

- 7 予防接種を行う場所 宮津市保健センター

* * *

宮津市告示第85号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により告示する。

平成24年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 ポリオ
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 医師が接種することが不適当な状態にあると判断した者
- 4 接種回数 41日以上あけて2回経口接種
- 5 自己負担金 無料
- 6 予防接種を行う期日

接 種 期 日	
平成24年5月8日(火)	平成24年11月13日(火)
平成24年7月10日(火)	平成25年1月8日(火)
平成24年9月11日(火)	平成25年3月12日(火)

- 7 予防接種を行う場所 宮津市保健センター

* * *

宮津市告示第86号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年規則28号)第8条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の代表者の変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 公の施設の名称
宮津市海洋つり場
- 2 指定管理者の名称

変更前 小田宿野自治会 会長 中 島 正 志
 変更後 小田宿野自治会 会長 荒 砂 信 美

3 変更日

平成24年4月1日

* * *

宮津市告示第87号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第8条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の名称の変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 宮津会館（宮津市字鶴賀2164番地）

(1) 指定管理者の名称

変更前 財団法人宮津市民実践活動センター
 変更後 公益財団法人宮津市民実践活動センター

(2) 変更日

平成24年4月1日

2 宮津運動公園（宮津市字上司297番地ほか）

(1) 指定管理者の名称

変更前 財団法人宮津市民実践活動センター
 変更後 公益財団法人宮津市民実践活動センター

(2) 変更日

平成24年4月1日

* * *

宮津市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年8月7日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

1 地縁による団体名 獅子自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <以下揭示済>

氏名 柴 田 俊 光

3 変更年月日 平成24年4月1日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

平成24年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年10月11日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

1 地縁による団体名 脇の浜自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 <以下掲示済>

氏名 柴田 俊光

- 3 変更年月日 平成24年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成24年4月1日

宮津市長 井上 正嗣

* * *

宮津市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年3月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 小字獅子区
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下掲示済>
氏名 吉岡 薫
- 3 変更年月日 平成24年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成24年4月1日

宮津市長 井上 正嗣

* * *

宮津市告示第91号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、平成24年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月2日

宮津市長 井上 正嗣

* * *

宮津市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 浜野路自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下掲示済>
氏名 小室 哲朗
- 3 変更年月日 平成24年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成24年4月2日

宮津市長 井上 正嗣

訓 令

宮津市訓令甲第1号

庁中一般
各 かい

宮津市文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成24年3月9日

宮津市長 井上正嗣

宮津市文書管理規程の一部を改正する規程
宮津市文書管理規程（平成13年訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。
第2条中第15号及び第16号を削り、第17号を第15号とする。
第7条の2、第17条の2、第29条の2及び第31条第4項を削る。
第32条第1項中「及び総合行政ネットワーク文書」を削る。

附 則

この規程は、平成24年3月10日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第2号

庁中一般
各 かい

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程
宮津市事務決裁規程（昭和60年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。
別表第2健康福祉室長専決事項の表第3項中「子ども手当」を「児童手当、子ども手当及び児童扶養手当」に改め、同表中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。
別表第3市民室副室長専決事項の表第1項中「、外国人登録」を削る。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第3市民室副室長専決事項の表第1項の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第3号

庁中一般
各 かい

私有車の公務使用基準に関する取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

私有車の公務使用基準に関する取扱要綱の一部を改正する要綱
私有車の公務使用基準に関する取扱要綱（昭和56年訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。
第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この要綱において「私有車」とは、宮津市公用自動車等管理規程（昭和46年訓令甲第5号）第19条の運転者台帳に登録されている職員が所有又は主として使用する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）又は原動機付自転車（同法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）のうち、当該自動車又は原動機付自転車の当該職員による運行によって第三者の生命又は身体を害したときの損害賠償について無制限

の保険契約を締結し、かつ、第三者の財産に損害を与えたときの損害賠償について500万円以上の保険契約を締結しているもので安全運転管理者(財務室長が充たる安全運転管理者に限る。以下同じ。)が登録したものをいう。

第3条の見出しを「(私有車の登録)」に改め、同条第1項中「確認」を「登録」に、「私有車の公務使用承認申請書(以下「申請書」という。)」を「私有車公務使用申請書兼登録簿(以下「申請書兼登録簿」という。)」に改め、同条第2項中「申請書」を「申請書兼登録簿」に、「公務使用承認確認票(以下「確認票」という。)」を交付する」を「登録するものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

3 職員は、保険契約内容等登録事項に変更が生じたときは、その都度、申請書兼登録簿により、登録の手续をとらなければならない。

第4条中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とし、同条に次の1号を加える。

(4) 前3号に定める場合のほか、所属長が特に必要と認めるとき。

第5条第1項中「使用」を「公務使用」に、「私有車使用出張命令書兼復命書及び確認票」を「その使用の必要が生じた都度、私有車公務使用承認簿兼運行報告簿(以下「承認簿兼報告簿」という。)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、定例的な継続業務にあつては、月を単位として、当該承認を行うものとする。

第5条第2項を削る。

第6条及び第7条中「私有車を」の次に「公務に」を加える。

第8条の見出しを「(使用後の報告)」に改め、同条中「使用」を「公務使用」に改め、「ときは」の次に「、承認簿兼報告簿により」を加え、「その旨を報告しなければ」を「運行報告を行わなければ」に改める。

第9条中「普通自動車にあつては走行距離6キロメートルにつき、軽自動車にあつては走行距離8キロメートル」を「自動車にあつては走行距離8キロメートル」に、「28キロメートル」を「40キロメートル」に改める。

第10条中「申請書」を「申請書兼登録簿」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第9条の規定は、この要綱の施行の日以後の私有車の運行について適用し、同日前の私有車の運行については、なお従前の例による。

* * *

宮津市訓令甲第4号

庁中一般

各 かい

宮津市嘱託職員取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市嘱託職員取扱要領の一部を改正する要領

宮津市嘱託職員取扱要領(昭和60年訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「及び第19条」を「から第20条まで」に改める。

第19条第1項中「無給休暇」の次に「並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)」第16条の5に定める「介護休暇」を加える。

第26条を第27条とし、第21条から第25条までを1条ずつ繰り下げる。

第20条中「第18条から第20条」を「第17条から前条まで」に改め、同条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(育児休業及び介護休業)

第20条 嘱託職員は、育児休業及び介護休業をすることができる。

2 前項の育児休業及び介護休業は、育児・介護休業法の例による。

3 前2項の規定により承認された休業期間に係る給与は、無給とする。

別表第1中「別表第1(第19条関係)」を「別表第1(第18条関係)」に改める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第5号

庁中一般
各 かい

宮津市職員の住居手当実施要綱を次のように定める。

平成24年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市職員の住居手当実施要綱

宮津市職員の住居手当実施要綱(昭和50年訓令甲第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号。以下「条例」という。)第11条の3及び宮津市職員の住居手当支給規則(昭和50年規則第4号。以下「規則」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(条例第11条の3関係)

第2条 条例第11条の3第1項第1号に規定する「住宅」は、職員が居住している住宅であって当該職員の生活の本拠となっているもの、同項第2号に規定する「配偶者が居住するための住宅」は、配偶者が居住している住宅であって配偶者の生活の本拠となっているものに限るものとする。

2 条例第11条の3第1項第1号に掲げる職員については、次に掲げるところによる。

(1) 条例第11条の3第1項第1号に掲げる職員には、職員の扶養親族たる者が借り受けた住宅に居住し、家賃を支払っている職員を含むものとし、職員が職員又はその扶養親族たる者と次に掲げる者(以下「配偶者等」という。)とが共同して借り受けている住宅に当該配偶者等と同居し、家賃を支払っている場合においては、その生計を主として支えている職員に限り同号に掲げる職員を含むものとする。

ア 職員の配偶者

イ 職員の一親等の血族又は姻族である者

(2) 前号に定める場合を除き、住宅を借り受けた者とともその借受けに係る住宅に居住している職員は、家賃を事実上負担している場合においても、条例第11条の3第1項第1号に掲げる職員たる要件を具備している職員には該当しない。

3 条例第11条の3に規定する家賃については、次に掲げるところによる。

(1) 次に掲げるものは、家賃には含まれない。

ア 権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの

イ 電気、ガス、水道等の料金

ウ 団地内の児童遊園、外灯その他の共同利用施設に係る負担金

エ 店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料

(2) 職員がその借り受けた住宅の一部を他に転貸している場合には、自己の居住部分と当該転貸部分との割合等を基準として算定した場合における自己の居住部分に係る家賃に相当する額を当該職員の支払っている家賃の額として取り扱うものとする。

(3) 職員の扶養親族たる者が借り受けている住宅を職員に転貸している場合には、当該扶養親族たる者と貸主との間の契約に係る家賃をもって住居手当の額の算定の基礎とするものとする。

- 4 条例第11条の3第1項第2号に掲げる職員については、次に掲げるところによる。
- (1) 条例第11条の3第1項第2号に掲げる配偶者が居住するための住宅を借り受けている職員には、職員の扶養親族たる者が借り受けた住宅に居住する配偶者がある職員で、その住宅の家賃を支払っているものを含むものとし、職員が配偶者の居住する住宅で次に掲げるものに係る家賃を支払っている場合においては、その生計を主として支えている職員に限り同号に掲げる職員に含むものとする。
- ア 職員又はその扶養親族たる者と職員の一親等の血族又は姻族である者とは共同して借り受け、当該一親等の血族又は姻族である者が居住している住宅
- イ 職員又はその扶養親族たる者と職員の扶養親族でない配偶者とは共同して借り受けている住宅
- (2) 前号に定める場合を除き、住宅を借り受けた者とともにその借受けに係る住宅に居住する配偶者がある職員は、家賃を事実上負担している場合においても、条例第11条の3第1項第2号に掲げる職員たる要件を具備している職員には該当しない。
- (規則第2条関係)
- 第3条 規則第2条第1項の「当該要件を具備していることを証明する書類」とは、契約書（契約書が作成されていない場合には、契約に関する当該住宅の貸主の証明書）領収書等当該住宅に係る契約関係を明らかにする書類又はこれらの書類の写しとする。
- 2 規則第2条第1項の「職員の居住する住宅、家賃の額等」とは、住居届に記入することとされている事項をいう。
- (規則第4条関係)
- 第4条 規則第4条の家賃の額が明確でない場合における家賃の額に相当する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額
- (2) 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額
- 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

公 告

宮津市公告第6号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成24年3月16日から2週間、宮津市上下水道室（本館南棟2階）において縦覧に供します。

平成24年3月16日

宮津市長 井上正嗣

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
平成24年3月30日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
宮津市字松原、滝馬、宮村及び喜多の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
宮津市字松原、滝馬、宮村及び喜多の各一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別

分流式

5 略図

別紙のとおり<省略>

* * *

宮津市公告第7号

宮津市公設市場条例（昭和49年条例第32号）第2条の規定により、次のとおり公設市場の利用者を公募します。

平成24年3月19日

宮津市長 井上正嗣

1 店舗番号、面積及び使用料

店舗番号	面積	使用料
第3号店舗	13.04 m ²	月額 18,777 円
第5号店舗	6.86 m ²	月額 9,878 円
第6号店舗	3.96 m ²	月額 5,702 円
第14号店舗	8.45 m ²	月額 12,168 円
第15号店舗	47.65 m ²	月額 68,616 円

2 申込方法 宮津市産業振興室商工観光係備付けの申込用紙に記入

3 公募期間 平成24年3月19日から平成24年4月6日まで

4 決定方法 審査の上決定

5 出店時期 使用許可後原則として30日以内

6 その他

(1) 資格

ア 市内に居住している者

イ 食料品その他日用品の適正な販売に使用できる者

(2) 第15号店舗

面積47.65m²での応募者を優先して審査しますが、応募がない場合等は、47.65m²以下での使用協議に応じるものとします。細分して出店するときの施設の改修費は出店者で負担していただきます。

* * *

宮津市公告第8号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成23年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成24年3月21日

宮津市長 井上正嗣

1 農用地利用集積計画の縦覧開始の日

平成24年3月21日

2 縦覧の場所

宮津市産業振興室（別館3階）

* * *

宮津市公告第9号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成24年3月28日

宮津市長 井上正嗣

<以下揭示済>

* * *

宮津市公告第10号

公共下水道受益者負担金を賦課する区域を次のとおり定めたので、宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成4年条例第29号）第5条の規定により、公告します。

平成24年4月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市字松原、滝馬、宮村、喜多、江尻、難波野、大垣及び中野の各一部

* * *

宮津市公告第11号

宮津市情報公開条例（平成12年条例第56号）第20条の規定により、平成23年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

平成24年4月2日

宮津市長 井上正嗣

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求 件数	処 理 の 状 況						計	取下げ
		開 示		不開示	却下	不存在			
		全部開示	部分開示						
市 長	71	59	48	11	4	0	7	70	1
教育委員会	9	4	4	0	0	0	4	8	1
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	80	63	52	11	4	0	11	78	2

注 「請求件数」とは、宮津市情報公開条例第4条第1項の規定により開示請求のあったものうち、平成23年度中に実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいいます。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て 件 数	処 理 の 状 況					取下げ	審査中
	却 下	棄 却	一部認容	認 容	計		
0	0	0	0	0	0	0	0

* * *

宮津市公告第12号

宮津市個人情報保護条例（平成14年条例第1号）第27条の規定により、平成23年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

平成24年4月2日

宮津市長 井上正嗣

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求 件数	処 理 の 状 況						取下げ	
		開 示		不開示	却下	不存在	計		
		全部開示	部分開示						
市 長	3	2	2	0	0	0	1	3	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審 査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	3	2	2	0	0	0	1	3	0

注 「請求件数」とは、宮津市個人情報保護条例第13条第1項の規定により開示請求のあったもののうち、平成23年度中に実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいいます。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て 件 数	処 理 の 状 況					取下げ	審査中
	却 下	棄 却	一部認容	認 容	計		
0	0	0	0	0	0	0	0

水 道 企 業

《告 示》

宮津市水道告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成24年4月1日から平成25年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成24年4月1日

宮津市水道事業

宮津市長 井 上 正 嗣

徴収事務受託者

住所 宮津市字鶴賀2164番地の15

氏名 公益社団法人宮津与謝広域シルバー人材センター

理事長 倉 橋 義 和

* * *

《規 程》

宮津市水道事業管理規程第1号

宮津市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

宮津市水道事業
宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市水道事業会計規程の一部を改正する規程

宮津市水道事業会計規程（昭和51年水管規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1資本勘定の項の表資本金の部自己資本金の款組入資本金の項中「及び地方公営企業資産再評価規則（昭和27年総理府令第74号。以下「再評価則」という。）第11条」を削り、同表剰余金の部資本剰余金の款再評価積立金の項中「から、再評価則第10条の規定により再評価日現在の繰越欠損金をうめた額を控除した額」を削り、同部利益剰余金の款減債積立金の項中「法第32条第1項、令第24条第1項の規定により」を削り、同部利益積立金の項中「法第32条第1項、令第24条第2項及び第3項の規定により」を「欠損金をうめるため」に改め、同部建設改良積立金の項中「令第24条第4項の規定により」を削る。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会

《 告 示 》

宮津市教育委員会告示第4号

平成24年第4回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成24年3月16日

宮津市教育委員会
委員長 生 駒 正 子

- 1 日 時 平成24年3月28日（木）午前10時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第5号

宮津市民体育館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市民体育館条例施行規則（平成12年教委規則第8号）第6条第3項の規定により告示する。

平成24年3月30日

宮津市教育委員会
委員長 生 駒 正 子

1 利用料金

(1) 体育館利用料金

使用区分		使用時間	利 用 料 金			
			午 前	午 後	夜 間	全 日
			午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
競技場	全面使用		3,600円	7,200円	9,000円	18,000円
	部分使用	競技場の2分の1を使用する場合	1,800円	3,600円	4,500円	9,000円
		競技場の4分の1を使用する場合	900円	1,800円	2,300円	4,500円
剣道場			900円	1,800円	2,200円	4,500円
柔道場			900円	1,800円	2,200円	4,500円
多目的練習場			1,400円	2,300円	2,500円	5,600円
トレーニング室(1人につき)			300円	300円	300円	

会議室	600円	800円	1,000円	2,200円
健康体力相談室	400円	600円	800円	1,600円

備考

- 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、この表に定める額の3倍とし、営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合は、この表に定める額の5倍とする。
- 2 定期利用団体に登録した団体（1月の利用回数が概ね3回以上の市内の団体であらかじめ指定管理者に登録した団体をいう。以下同じ。）が使用する場合は、この表に定める額の10分の8とする。
- 3 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間あたりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 4 トレーニング室の使用について、半年会員又は回数券で使用する場合は、次の表に定める額とする。

区 分		利用料金	備 考
トレーニング室	半年会員	7,500円	申込日から半年
	回数券（11回）	3,000円	

(2) 冷暖房装置利用料金

使用場所及び区分		利用料金
会議室	冷 房 料	1時間につき 300円
	暖 房 料	1時間につき 300円

(3) 付属設備利用料金

区 分	単 位	利用料金	備 考
移動ステージ	一式 一日につき	20,000円	
バレーボール競技用具	1組 1日につき	200円	
バドミントン競技用具	1組 1日につき	200円	
テニス競技用具	1組 1日につき	200円	
バスケット競技用具	1組 1日につき	1,000円	
ハンドボール競技用具	1組 1日につき	200円	
卓球競技用具	1組 1日につき	200円	
放送設備	一式 1日につき	1,500円	ワイヤレスマイクロホンを含む。
展示用パネル	1枚 1日につき	100円	
コインロッカー	1回	50円	
電光器具	一式 1日につき	200円	操作盤
温水シャワー	1回	100円	

備考 定期利用団体に登録した団体が使用する場合は、この表に定める額の10分の8とする。（コインロッカー及び温水シャワーを除く。）

2 適用年月日

平成24年4月1日

* * *

宮津市教育委員会告示第 6 号

みやづ歴史の館の利用料金を次のとおり承認したので、みやづ歴史の館条例施行規則（平成12年教委規則第15号）第 6 条第 3 項の規定により告示する。

平成24年 3 月30日

宮津市教育委員会
委員長 生 駒 正 子

1 利用料金

(1) 歴史の館利用料金

使用区分		使用料金		
		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前 8 時から 午後10時まで	午前 8 時から 正午まで又は 午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後10時まで
文化ホール	平日	21,600円	7,800円	10,800円
	土曜日、日曜日及び休日	26,400円	9,600円	13,200円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合は、この表に定める額の 2 倍とする。
- 3 準備又はリハーサルに係る利用料金は、この表に定める額の10分の 6 とする。
- 4 使用時間の繰上げ又は超過については、1 時間につき利用料金 1 時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 5 創作活動等練習に使用する場合は、次の表に定める額とする。ただし、午前 9 時から午後10時までの区分とする。

使用区分		使用時間		
		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前 9 時から 午後10時まで	午前 9 時から 午後 1 時まで又は 午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後10時まで
文化ホール	平日	4,020円	1,560円	2,160円
	土曜日、日曜日 及び休日	4,900円	1,920円	2,640円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 冷暖房装置を使用するときは、通常の冷暖房装置利用料金とする。
- 3 練習については、申込日から 1 週間以内に本番としての利用がない場合に限る。
- 6 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用をみやづ歴史の館の使用に変更する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

使用区分		使用時間		
		利 用 料 金		
		全 日	半 日	夜 間
		午前 8 時から 午後10時まで	午前 8 時から 正午まで又は 午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後10時まで
文化ホール		6,000円	2,000円	2,400円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含まない。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額(その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額)を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 3 宮津市中央公民館大会議室の片面使用を歴史の館の使用に変更する場合は、この表に定める額の半額とする。
- 4 宮津市中央公民館の定期利用団体が使用する場合は、この表及び前項に定める額の10分の8とする。

(2) 冷暖房装置利用料金

使用時間		利用料金		
		全日	半日	夜間
使用区分		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
	文化ホール	冷房料 20,000円	8,000円	8,000円
	暖房料	15,000円	6,000円	6,000円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額(その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額)を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 3 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用をみやづ歴史の館の使用に変更する場合は、次の表に定める額とする。

使用時間		利用料金		
		全日	半日	夜間
使用区分		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
	冷暖房利用	4,200円	1,400円	1,600円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含まない。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 3 宮津市中央公民館大会議室の片面使用を歴史の館の使用に変更する場合は、この表に定める額の半額とする。
- 4 宮津市中央公民館の定期利用団体が使用する場合は、この表及び前項に定める額の10分の8とする。

(3) 付属設備利用料金

区分	品名	単位	利用料金	備考
舞台設備	金びょうぶ	1双	1,500円	
	グランドピアノ	1台	9,000円	調律別
	平台	一式	1,000円	
	演台	1台	500円	
	司会者用演台	1台	300円	

	花台	1台	100円		
	指揮者台	1台	300円		
	指揮者譜面台	1台	300円		
	奏者譜面台	1台	100円		
	映写スクリーン	一式	800円		
	地がすり	1枚	500円		
	毛せん	1枚	300円		
照明 設備	照明基本セット（ボーダーライト）	1列	無料		
	照明（A）セット	一式	1,500円	ボーダーライト 1列 シーリングライト 1列 フロントサイドライト 一式	
	照明（B）セット	一式	5,000円	照明（A）セット 一式 ロア horizont ライト 1列 アッパー horizont ライト 1列 ピンスポットライト 1台 サスペンションライト 1列	
	サスペンションライト	1灯	100円		
	horizont ライト（ロア又はア ッパー）	1列	1,000円		
	シーリングライト	1列	1,000円		
	フロントサイドライト	一式	1,000円		
	ピンスポットライト	1台	700円		
	音響 設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 マイクスタンド 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー サイドスピーカー
チャンネル		1チャ ンネル	1,000円	回線料	
マイク ホン		ダイナミック型	1本	500円	チャンネル料別
		コンデンサー型	1本	800円	
		ワイヤレス	1本	800円	
マイクスタンド		1本	100円		
レコーダー		カセットテープ	1台	1,500円	
		ミニディスク	1台	2,000円	
コンパクトディスクプレーヤー		1台	1,500円		
モニタースピーカー（固定式又 は可動式）		各1台	1,000円		
映像 設備	スクリーン	一式	800円		
	ビデオプロジェクター	1台	3,200円		
	オーバーヘッドカメラ	1台	1,500円		
	ビデオテープデッキ	1台	1,000円		
持込器具	1kw	300円			

備考

- 1 利用料金の区分は、半日及び夜間（各4時間）をそれぞれ1回として計算する。
- 2 準備及びリハーサルについては、利用料の10分の6相当額とする。
- 3 照明用色フィルター、録音用テープ及びミニディスクの提供については、実費相当額を徴

収する。

4 創作活動等練習に使用する場合の付属設備利用料金は、次の表に定める額とする。

区分	品名	単位	利用料金	備考
舞台設備	グランドピアノ	1台	1,800円	
	平台	一式	200円	
	奏者譜面台	1台	20円	
照明設備	照明基本セット (ボーダーライト)	1列	無料	
音響設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 マイクスタンド 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー サイドスピーカー
	モニタースピーカー(固定式又は可動式)	各1台	200円	

備考 利用料金の区分は、半日及び夜間(各4時間)をそれぞれ1回として計算する。

5 平日において、宮津市中央公民館大会議室の使用をみやづ歴史の館文化ホールの使用に変更する場合のグランドピアノ、照明基本セット(ボーダーライト)の利用料金は、無料とする。

2 適用年月日

平成24年4月1日

* * *

宮津市教育委員会告示第7号

宮津市中央公民館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市中央公民館使用条例施行規則(昭和43年教委規則第1号)第5条第3項の規定により告示する。

平成24年3月30日

宮津市教育委員会

委員長 生駒正子

1 利用料金

(1) 中央公民館利用料金

使用時間 使用場所及び区分		利用料金		
		全日	半日	夜間
		午前8時から午後10時まで	午前8時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
大会議室	2分の1を使用する場合	3,000円	1,000円	1,200円
	前面を使用する場合	6,000円	2,000円	2,400円
小会議室		2,400円	800円	1,000円
談話室		1,300円	500円	600円
和室		2,100円	700円	800円
体験学習室		2,400円	800円	1,000円

備考

1 定期利用団体に登録した団体(1月の利用回数が概ね2回以上の市内の団体であらかじめ

指定管理者に登録した団体をいう。以下同じ。)が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。

- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額(その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額)を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満は切り捨てる。

(2) 宮津分館利用料金

使用時間 使用区分	利用料金	
	全日	半日
	午前9時から 午後5時まで	午前9時から午後1時 まで又は午後1時から 午後5時まで
宮津分館	2,000円	1,200円

備考

- 1 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 2 2日以上連続して利用する場合に利用料金は、次の表に定める額とする。

使用時間 連続利用日	利用料金	
	全日	半日
	午前9時から 午後5時まで	午前9時から午後1時 まで又は午後1時から 午後5時まで
2日目	1,900円	1,140円
3日目	1,800円	1,080円
4日目	1,700円	1,020円
5日目	1,600円	960円
6日目	1,500円	900円
7日目	1,400円	840円
8日目	1,300円	780円
9日目	1,200円	720円
10日目	1,100円	660円
11日目以降	1,000円	600円

備考 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額(その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額)を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満は切り捨てる。

2 冷暖房装置利用料金

(1) 中央公民館冷暖房装置利用料金

使用時間 使用区分及び場所			利用料金		
			全日	半日	夜間
			午前8時から 午後10時まで	午前8時から午後1時 まで又は午後1時から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで
大会議室	2分の1を使用する場合	冷房料	2,100円	700円	800円
		暖房料	2,100円	700円	800円
	全面を使用する場合	冷房料	4,200円	1,400円	1,600円
		暖房料	4,200円	1,400円	1,600円
小会議室	冷房料	1,800円	600円	700円	
	暖房料	1,800円	600円	700円	

談話室	冷房料	900円	300円	400円
	暖房料	900円	300円	400円
和室	冷房料	1,600円	500円	600円
	暖房料	1,600円	500円	600円
体験学習室	冷房料	1,800円	600円	700円
	暖房料	1,800円	600円	700円

備考

- 1 定期利用団体に登録した団体が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。
- 2 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満は切り捨てる。

(2) 宮津分館冷暖房装置利用料金

使用区分	利用料金	
	全日	半日
	午前9時から 午後5時まで	午前9時から午後1時 まで又は午後1時から 午後5時まで
冷房料	1,600円	900円
暖房料	1,600円	900円

備考

- 1 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 2 2日以上連続して利用する場合の冷暖房装置利用料金は、次の表に定める額とする。

使用区分及び 使用時間	冷房料		暖房料	
	全日	半日	全日	半日
	午前9時から 午後5時まで	午前9時から 午後1時まで 又は午後1時 から午後5時 まで	午前9時から 午後5時まで	午前9時から 午後1時まで 又は午後1時 から午後5時 まで
連続利用日				
2日目	1,520円	855円	1,520円	855円
3日目	1,440円	810円	1,440円	810円
4日目	1,360円	765円	1,360円	765円
5日目	1,280円	720円	1,280円	720円
6日目	1,200円	675円	1,200円	675円
7日目	1,120円	630円	1,120円	630円
8日目	1,040円	585円	1,040円	585円
9日目	960円	540円	960円	540円
10日目	880円	495円	880円	495円
11日目以降	800円	450円	800円	450円

備考 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は、30分以上を切り上げ、30分未満は切り捨てる。

3 適用年月日

平成24年4月1日

* * *

宮津市教育委員会告示第 8 号

重要文化財旧三上家住宅の利用料金を次のとおり承認したので、重要文化財旧三上家住宅条例施行規則（平成12年教委規則第11号）第 5 条第 3 項の規定により告示する。

平成24年 3 月30日

宮津市教育委員会
委員長 生 駒 正 子

1 利用料金

観覧

区 分	個 人 (1 人 1 回 につ き)	団 体 (1 人 1 回 につ き)
一般	350円	300円
小学生及び中学生	250円	200円

備考

- 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以外の者をいう。
- 団体とは、15人以上のものをいう。
- 学齢に達しないものについては、利用料金を徴収しない。
- 指定管理者が発行する証明書（宿泊者優待券）を所持する者が重要文化財旧三上家住宅を観覧した場合の利用料金は、上表の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

区 分	個 人 (1 人 1 回 につ き)
一般	300円
小学生及び中学生	200円

使用

区 分	使用の単位	利用料金
オクザシキ	全 日 (午前 9 時から午後 5 時まで)	2,400円
	半 日 (午前 9 時から午後 1 時まで又は 午後 1 時から午後 5 時まで)	1,200円
茶室（水屋及び二畳 を含む。）	全 日 (午前 9 時から午後 5 時まで)	5,600円
	半 日 (午前 9 時から午後 1 時まで又は 午後 1 時から午後 5 時まで)	2,800円

備考

- 使用時間の繰上げ又は超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 適用年月日
平成24年 4 月 1 日

* * *

宮津市教育委員会告示第 9 号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年教委規則第 4 号）においてその例によることとされた宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第 8 条第 1 項の規定により、公の施設に係る指定管理者の名称の変更の

届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月1日

宮津市教育委員会
委員長 生駒正子

- 1 宮津市民体育館（宮津市字浜町3000番地）
 - (1) 指定管理者の名称
変更前 財団法人宮津市民実践活動センター
変更後 公益財団法人宮津市民実践活動センター
 - (2) 変更日
平成24年4月1日
- 2 みやづ歴史の館（宮津市字鶴賀2164番地）
 - (1) 指定管理者の名称
変更前 財団法人宮津市民実践活動センター
変更後 公益財団法人宮津市民実践活動センター
 - (2) 変更日
平成24年4月1日
- 3 宮津市中央公民館（宮津市字鶴賀2164番地）
 - (1) 指定管理者の名称
変更前 財団法人宮津市民実践活動センター
変更後 公益財団法人宮津市民実践活動センター
 - (2) 変更日
平成24年4月1日

* * *

《規程》

宮津市教育委員会教育長訓令甲第1号

庁中一般
各教育機関

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

宮津市教育委員会
教育長 横山光彦

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程
宮津市教育委員会事務局事務分掌規程（昭和60年教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「掌理」を「統括」に改め、「指揮監督する」の次に「とともに、困難な事務を処理する」を加える。

第3条を次のように改める。

（分掌事務）

第3条 総括室及び係の分掌事務は、次のとおりとする。

総括室

学校教育係

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 教育行政に関する相談に関すること。
- (3) 例規の制定及び改廃の総括に関すること。
- (4) ほう章及び表彰に関すること。
- (5) 府費負担教職員の任免、分限及び懲戒の内申に関すること。

- (6) 市費負担職員の人事、給与及び服務に関する事。
- (7) 市費負担職員の出張に関する事。
- (8) 予算及び決算並びに経理に関する事。
- (9) 学校教育指導に関する事。
- (10) 児童及び生徒の就学に関する事。
- (11) 教科書その他の教材の取扱いに関する事。
- (12) 府費負担教職員並びに児童及び生徒の保健、安全、厚生及び福利に関する事。
- (13) 学校給食に関する事。
- (14) 通学区域の設定及び変更に関する事。
- (15) 特別支援教育に関する事。
- (16) 幼稚園の就園及び使用料に関する事。
- (17) その他学校教育に関する事。
- (18) 公印の保管に関する事。
- (19) 文書の收受、発送、編さん及び保管に関する事。
- (20) 調査、広報及び統計に関する事。
- (21) 室の庶務に関する事。

施設係

- (1) 教育財産の総括に関する事。
- (2) 教育施設の建築に関する事。
- (3) 学校教育施設の管理に関する事。
- (4) 学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。
- (5) 学校施設の使用料に関する事。

社会教育係

- (1) 社会教育計画の策定に関する事。
- (2) 社会教育施設の管理運営及び使用料に関する事。
- (3) 生涯学習に関する事。
- (4) 人権教育に関する事。
- (5) 成人教育に関する事。
- (6) 青少年の健全育成に関する事。
- (7) 社会教育委員に関する事。
- (8) 社会教育関係団体の育成及び連絡調整に関する事。
- (9) 文化振興に関する事。
- (10) 市史に関する事。
- (11) 文化財保護に関する事。
- (12) 重要文化財旧三上家住宅の管理運営に関する事。
- (13) みやづ歴史の館の管理運営に関する事。
- (14) スポーツ、レクリエーションの普及及び振興に関する事。
- (15) 社会体育施設の管理運営に関する事。
- (16) スポーツ推進委員に関する事。
- (17) 教育バスの使用に関する事。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第3号

宮津市条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成24年3月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

345人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第4号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成24年3月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

5,741人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第5号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成24年3月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

2,871人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第6号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第14条第1項の規定による選挙権を有する者の2分の1の数は、679人である。

平成24年3月31日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第7号

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)第3条の4第2項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年4月1日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

平成23年度選挙人名簿閲覧状況

閲覧年月日	閲覧申出者氏名	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
平成23年11月7日	株式会社テレビ朝日 代表取締役社長 早河 洋	A N N 世論調査の 対象者抽出	第4投票区 第5投票区 第6投票区 第13投票区 第14投票区 第15投票区 第16投票区 第17投票区 第19投票区 第21投票区 第23投票区 第24投票区 第25投票区 第26投票区 第27投票区 第28投票区

農 業 委 員 会**《 告 示 》**

宮津市農業委員会告示第3号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成24年3月2日

宮津市農業委員会

会長 小 嶋 保 徳

1 日 時 平成24年3月8日(木) 午前9時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

3 議 題

議第4号 農地法第4条の許可申請に係る意見について

議第5号 非農地証明について

議第6号 農用地利用集積計画(平成24年3月21日告示分)について

議第7号 農用地利用集積計画(平成24年4月15日告示分)について